

**「第四次薬物乱用防止五か年戦略」及び
「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」
フォローアップ**

平成30年8月
薬物乱用対策推進会議

※ 下線部分は、「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」に関するもの

目標 1

青少年、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進

(1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実強化

(薬物乱用防止教育の内容及び指導方法の充実)

【施策の内容】

文部科学省

- ・ 学校における薬物乱用防止教育は、小学校「体育」、中学校及び高等学校「保健体育」の時間はもとより、「特別活動」、「総合的な学習の時間」、「道徳」等も活用しながら、学校教育全体を通じて指導を行うこと、また、(公財)日本学校保健会が作成・配布している「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料」が参考となることについて周知した。
- ・ 児童生徒が、薬物乱用の危険性・有害性のみならず、薬物乱用は、好奇心、投げやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、周囲の人々の影響や人間関係の中で生じる断りにくい心理、入手しやすさなどの社会環境などによって助長されること、また、それらに適切に対処する必要があることを理解できるようにし、それらの知識を活用する学習活動を取り入れるなど指導方法の工夫を行うことについて周知した。
- ・ 地方公共団体に、教職員に対する研修機会の拡充を図ることの必要性について周知した。
- ・ 教職員、教育委員会関係者、学校薬剤師、学校医、学校歯科医等を対象とした「全国学校保健・安全研究大会」、「学校環境衛生・薬事衛生研究大会」において危険ドラッグを含む薬物乱用防止教育に関する研究協議を行った。
〔平成29年度予算16,121千円の内数〕
- ・ 危険ドラッグを含む薬物乱用防止教育の充実のため、教職員や教育委員会関係者、警察職員、麻薬取締官OB、薬剤師、保護者等幅広い関係者を対象とした「薬物乱用防止教育シンポジウム」を開催した。
〔平成29年度予算796千円〕
- ・ (公財)日本学校保健会を通じて全国の小・中・高等学校に配布した「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料」の活用を図るための研修会を開催した。
〔平成29年度予算44,423千円の内数〕

文部科学省・厚生労働省

- ・ 若年層による大麻や危険ドラッグの乱用が問題となっていることから、大麻・危険ドラッグの危険性や有害性に関する情報を充実させ、薬物乱用が健康へ及ぼす影響等について解説した薬物乱用防止啓発のための小学生、中学生及び高校生用の啓発教材等を作成し、小学校、中学校、高等学校等に配布した。
〔平成29年度予算40,369千円：文部科学省、7,537千円：厚生労働省〕
- ・ 各種啓発資料については、各々のホームページに掲載し周知するとともに、都道

府県等の関係機関に配布し、利用の促進を図った。

【施策の効果】

文部科学省・厚生労働省

- ・ 指導参考資料及び生徒用啓発教材の作成・配布並びに研修会等を通じたそれらの活用促進により、学校における大麻・危険ドラッグなど薬物乱用防止に関する指導
・教育内容の充実強化が図られた。
- ・ 各種研修等の実施により、薬物乱用防止に関する指導者の資質向上が図られた。

(薬物乱用防止教室の充実強化)

【施策の内容】

文部科学省

- ・ 薬物乱用防止教室については、学校保健計画において位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努めるよう学校の設置者に対し周知した。
- ・ 薬物乱用防止教室の開催に際して薬物等に関する専門的な知識を有する警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等の協力を得るため、関係機関等との連携の充実を図ること、なお、薬物乱用防止教室は、外部専門家による指導が望ましいものの、国や教育委員会等が開催する研修会等において研修を受けた薬物乱用防止教育に造りの深い指導的な教員の活用も考えられることについて学校の設置者に対して周知した。
- ・ 都道府県等が開催する薬物乱用防止教室指導者研修会等については、(公財)日本学校保健会が作成・配布した「薬物乱用防止教室マニュアル」を活用し、教員以外の指導者による効果的な指導に必要な薬物乱用に関する最新の知見のみならず、児童生徒の発達段階、体育・保健体育における指導状況等への理解を深める必要があることや、また、外部専門家の参加を得るため、関係機関等との連携の充実を図ることについて学校の設置者に対して周知した。

[平成29年度予算44,423千円の内数]

厚生労働省・文部科学省・警察庁

- ・ 警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師、薬物乱用防止指導員等の薬物乱用防止教室の講師の資質向上を図るため、各発達段階別の指導内容を盛り込んだ指導者用テキストを作成・配布するとともに、講習会・研修会を実施した。

[平成29年度予算3,698千円：厚生労働省、6,695千円：文部科学省]

- ・ 薬物乱用防止教室が適切に実施されるよう努めるとともに、薬物乱用防止教室の開催に伴う講師確保のため、委託業者を通じて、ホームページ等で講師の募集を行うとともに、薬物乱用防止教育認定講師を養成しているライオンズクラブ国際協会等との緊密な連携を推進した。

厚生労働省・文部科学省・財務省・警察庁

- ・ 警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師、税関職員等が薬物乱用防止教室に講師として赴き、乱用薬物の危険性・有害性について講義を行った。

- ・ 都道府県教育委員会等に対して、危険ドラッグを含む薬物の乱用防止について適切な指導を行うよう依頼した。

警察庁

- ・ 若年層への広がり懸念される大麻や危険ドラッグ等の薬物乱用を未然に防止するため、薬物乱用防止広報啓発用のパンフレットやDVDを有効に活用し、薬物の危険性等について教示するなど、薬物乱用防止教室・講習会を実施した。

【施策の効果】

文部科学省・厚生労働省・財務省・警察庁

- ・ 関係機関等への協力要請及び効果的な取組事例集の活用や薬物乱用防止教室の充実強化の周知徹底により、薬物乱用防止教室の開催率の向上が図られた。
- ・ 警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師、税関職員、薬物乱用防止指導員等による薬物乱用防止教室等の開催や薬物乱用防止広報啓発用のパンフレットやDVD等各種啓発資料の作成・配布により、児童生徒、学生等において薬物乱用による健康被害や危険性についての理解の促進が図られた。

厚生労働省・文部科学省・警察庁

- ・ 各種研修等の実施やテキストの作成・配布等により、薬物乱用防止に関する指導者等の資質向上が図られた。

(学校と警察等関係機関・団体との連携強化)

【施策の内容】

文部科学省・厚生労働省

- ・ 関係機関・団体等の協力を仰ぎながら、研修会の開催や参考資料等の作成を行った。

警察庁・文部科学省

- ・ 学校警察連絡協議会等において、少年の薬物乱用の実態、規制薬物はもとより、危険ドラッグの危険性・有害性等について情報提供を行うとともに、薬物乱用を把握した場合の早期連絡の要請をするなど、学校関係者等との連携を図った。

【施策の効果】

文部科学省・厚生労働省・警察庁

- ・ 薬物乱用防止教育の強化のため、学校警察連絡協議会や研修会等を開催する等して、学校関係者や関係機関等との連携強化が図られた。

(大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の推進)

【施策の内容】

文部科学省・厚生労働省・警察庁・内閣府

- ・ 若年層の大麻や危険ドラッグの乱用が問題となっていることから薬物乱用防止のための啓発用パンフレット「薬物のない学生生活のために～薬物の危険は意外なほど身近に迫っています～」を作成し、文部科学省のホームページで公開するととも

に、すべての大学、短期大学及び専門学校に提供し、入学時のガイダンスにおいて配布する等様々な機会を通じ大学等の学生に対して薬物乱用防止に係る啓発及び指導の徹底に努めるよう周知した。

[平成29年度予算8,131千円の内数：文部科学省]

警察庁

- ・ 薬物乱用防止の広報・啓発に当たる警察職員、学校関係者、薬物乱用防止指導員等による活用を目的に、薬物の特徴、薬物乱用の危険性・有害性、薬物乱用者の手記等で構成するパンフレット「薬物乱用のない社会を」を作成し、警察庁ウェブサイトに掲載するとともに、都道府県警察を通じて配布して活用を促進した。

[平成29年度予算2,015千円の内数]

- ・ 若年層による薬物乱用を未然に防止するため、大学、短期大学、専門学校等の学生に対して、警察職員が薬物乱用の危険性・有害性等を説明するなど、薬物乱用防止講習会等を積極的に開催し、大学生等に対する広報啓発活動を推進した。

【施策の効果】

文部科学省・厚生労働省・警察庁・内閣府

- ・ 大麻及び危険ドラッグ等の人体への悪影響や危険性について、広報啓発資料の作成・配布、薬物乱用防止講習会等を通じた広報・啓発により、大学生等における薬物乱用に関する理解が促進された。

(2) 有職・無職少年に対する啓発の推進

(労働関係機関・団体等による啓発の充実)

【施策の内容】

厚生労働省

- ・ 若年層による大麻や危険ドラッグの乱用の広がりが懸念されていることから、有職・無職の少年が、薬物乱用に関する正しい知識を得るため、大麻・危険ドラッグの危険性・有害性等に関する情報を充実させるとともに、その悪影響等を記載した薬物乱用防止読本を作成し労働関係機関、青少年労働関係団体等に配布した。

[平成29年度予算4,285千円]

【施策の効果】

厚生労働省

- ・ 労働関係機関、青少年労働関係団体等への薬物乱用防止読本の配布により、有職・無職の少年における薬物乱用に関する正しい知識の普及が図られた。

(街頭キャンペーン等による啓発の充実)

【施策の内容】

警察庁・厚生労働省

- ・ 関係機関・団体、ボランティア等とともに、駅前、繁華街、若者が集まるイベント会場等において、街頭キャンペーンを実施した。

【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

- ・ 関係機関等とともに街頭キャンペーン等を実施したことにより、有職・無職の少年に対する薬物乱用に関する正しい知識の普及が図られた。

(3) 家庭や地域における薬物根絶意識の醸成

(家庭や地域における薬物乱用防止に関する啓発の推進)

【施策の内容】

文部科学省

- ・ (一社)全国高等学校PTA連合会が全国の高等学校1年生の保護者に配布している薬物乱用防止啓発パンフレットの作成に協力するなど、連携を促進した。

厚生労働省

- ・ 家庭における薬物乱用防止教育の一環として、全国の小学校6年生の保護者を対象とした薬物乱用防止読本を作成・配布した。

[平成29年度予算7,793千円]

警察庁

- ・ あらゆる媒体を活用した広報、関係機関・団体、ボランティア等と協力したキャンペーンの実施等、幅広い広報啓発活動を展開し、家庭、地域における薬物根絶意識の高揚を図った。

【施策の効果】

厚生労働省・文部科学省・警察庁

- ・ 家庭への薬物乱用防止読本の配布やキャンペーンの実施等、幅広い広報活動を推進することにより、家庭、地域における薬物根絶意識の醸成が図られた。

(薬物乱用少年の早期発見・補導に対する協力要請)

【施策の内容】

警察庁

- ・ 関係機関・団体、ボランティアと連携し、繁華街や駅前を始め、少年が薬物を乱用するおそれのある場所等における街頭補導活動を推進した。また、少年相談、その他あらゆる警察活動を通じ、薬物乱用少年の早期発見に努めた。
- ・ 少年のたまり場となりやすい場所等の管理者に対して不良行為少年等の発見時の速やかな通報を継続して依頼した。

【施策の効果】

警察庁

- ・ 街頭補導活動やその他の警察活動等を通じ、薬物乱用少年の早期発見・補導を通じた薬物乱用防止が図られた。

(4) 広報啓発活動の強化

(街頭キャンペーン等による啓発の充実)

【施策の内容】

厚生労働省・内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省

- ・ 都道府県・指定都市及び関係機関等に対し、大麻や危険ドラッグ等、若年層に広がりを見せる薬物を始めとする薬物乱用の危険性・有害性に関する正しい知識の周知徹底、青少年に対する広報啓発活動の強化、薬物再乱用防止対策の充実強化及び相談窓口の周知徹底等を重点として、各種運動・月間等における薬物乱用防止に係る広報啓発活動の充実強化について依頼した。

厚生労働省

- ・ 官民が一体となり、国民一人一人の薬物乱用防止問題に関する認識を高めることにより薬物乱用の根絶を図るため、麻薬・覚醒剤乱用防止運動を実施し、街頭キャンペーン、地区大会等を積極的に展開した。特に大麻・危険ドラッグに対する啓発を積極的に行うとともに、併せて、ポスター、パンフレット等の様々な広報媒体を活用した普及啓発活動も実施した。

[平成29年度予算13,501千円]

- ・ 教育機関等からの派遣要請に応じて、小・中・高等学校及びイベント会場等に薬物乱用防止の専門家を講師として訪問させ、薬物乱用の危険性や現状等を直接伝えるとともに、ツイッターやフェイスブックを活用して情報発信を行い、啓発活動の強化を図った。

[平成29年度予算51,300千円]

警察庁

- ・ 警察庁において、薬物乱用防止広報強化期間（平成29年6月～7月）を設定するなど、関係部門、関係機関・団体等との連携を強化し、薬物乱用防止のための広報啓発活動を推進した。
- ・ 政府広報を活用して、覚醒剤、大麻等の規制薬物の危険性・有害性の周知を図った。
- ・ 平成30年2月、薬物乱用防止意識の醸成のため、「薬物銃器犯罪根絶の集い・新潟大会」を開催し、薬物乱用防止のための広報啓発活動を推進した。

[平成29年度予算1,089千円]

法務省

- ・ “社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラの一環として、危険ドラッグを含めた薬物乱用問題をテーマとした地域住民を対象とする講演会、住民集会、公開ケース研究会等を開催した。

[平成29年度予算14,021千円の内数]

文部科学省

- ・ 薬物乱用の危険性を身近に認識させるため、高校生から啓発ポスターのデザイン画及び啓発映像を公募し、優秀作品について、すべての高校へポスターを配布するとともに、競技場等の大型ディスプレイシステムを活用し、薬物乱用防止を啓発する映像を放映した。また、文部科学省のホームページに掲載した。

[平成29年度予算15,622千円の内数]

【施策の効果】

厚生労働省・内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省

- ・ 各種運動、大会・キャンペーン等の広報活動や様々な媒体を通じて、薬物乱用の実態や危険性について積極的に周知することで、国民の規範意識や薬物根絶意識の醸成が図られた。

(薬物乱用防止広報車の有効活用)

【施策の内容】

警察庁

- ・ イベント会場等において、薬物乱用防止広報車を効果的に活用し、薬物の標本やパネル等の展示などを実施した。

[平成29年度予算3,988千円]

【施策の効果】

警察庁

- ・ 薬物乱用防止広報車を効果的に活用することにより、薬物乱用に関する正しい知識の普及が図られた。

(若い世代向けの様々な広報媒体を活用した啓発の推進)

【施策の内容】

警察庁

- ・ 若年層における薬物乱用を防止するため、若者が集まるイベント等の機会を利用した街頭キャンペーンや、街頭ビジョン・交通広告媒体等を活用するなど、効果的な広報啓発活動を推進した。

内閣府

- ・ 青少年に対して危険ドラッグの危険性等を周知するため、政府広報オンラインや内閣府ホームページにおけるマンガを用いた啓発活動を引き続き実施した。

財務省

- ・ 税関のウェブサイトや税関のツイッター等を活用し、海外旅行者等に向け、危険ドラッグの危険性について注意喚起を行うとともに、政府の取組の周知を行った。

厚生労働省・内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省

- ・ 都道府県・指定都市及び関係機関等に対し、大麻や危険ドラッグ等、若年層に広がりを見せる薬物を始めとする薬物乱用の危険性・有害性に関する正しい知識の周知徹底、青少年に対する広報啓発活動の強化、薬物再乱用防止対策の充実強化及び相談窓口の周知徹底等を重点項目として、各種運動・月間等における薬物乱用防止に係る広報啓発活動の充実強化について依頼した。【再掲】

【施策の効果】

厚生労働省・内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省

- ・ 各種啓発活動、多様な媒体を活用した広報活動等において、薬物乱用の実態や危険性、相談窓口の周知等を積極的に展開したことにより、若年層の規範意識や薬物根絶意識の醸成が図られた。

(5) 関係機関による相談体制の充実

(相談機関間の連携強化)

【施策の内容】

厚生労働省・法務省

- ・ 麻薬取締官、都道府県職員、麻薬中毒者相談員、医療関係者、矯正施設職員、保護観察官等が参加する「薬物中毒対策連絡会議」を全国6か所で開催し、地域の関係機関間の連携を図った。

警察庁・文部科学省

- ・ 学校関係者や警察関係者等が参加し、非行や問題を抱えた少年に対する支援及び相互の連携の在り方等について意見交換を行うブロック協議会を開催した。

[平成29年度予算1,927千円：警察庁]

法務省

- ・ 少年鑑別所においては、薬物問題を含む非行及び犯罪の防止に関する相談に応じており、多くの地域で整備が進められている相談機関ネットワークに少年鑑別所も参加した。また、学校などの依頼に応じ、薬物乱用防止の授業を実施するなどした。

厚生労働省・内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省

- ・ 都道府県・指定都市及び関係機関等に対し、各種運動・月間等において地域における相談窓口等の周知徹底や関係機関・団体等が連携した取組を推進するよう依頼した。

【施策の効果】

厚生労働省・内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省

- ・ 会議や協議会等の開催、各種運動・月間等を通じて、相談窓口の周知や関係機関・団体間における情報共有等を積極的に展開し、関係機関・団体の連携が図られた。

(少年相談専門職員等の育成及び資質の向上)

【施策の内容】

警察庁

- ・ 少年相談専門職員や少年補導職員に向けた研修会や教養等の実施により、少年相談活動の充実に努めた。

[平成29年度予算5,900千円]

法務省

- ・ 少年鑑別所に勤務する法務技官に対して、心理査定、面接技法、心理療法等に関する専門的な知識や技術を付与するための研修体制を整備し、専門性の向上を図った。

【施策の効果】

警察庁

- ・ 少年相談専門職員等の育成及び相談機関間の連携強化による相談体制の充実が図られた。また、少年相談の機会等を活用した指導、助言等の実施により、少年の薬物乱用防止についての意識の醸成に寄与した。

法務省

- ・ 少年鑑別所において、相談者の薬物問題に対する理解を促進した。また、少年鑑別所に勤務する法務技官に対する研修の実施により、職員の専門性の向上が図られた。

(相談窓口の周知)

【施策の内容】

厚生労働省・文部科学省・法務省

- ・ 高校生や大学生等に配布した薬物乱用防止啓発パンフレットにおいて、精神保健福祉センター等の薬物乱用防止相談窓口の周知を図った。

厚生労働省

- ・ 薬物に関する情報提供及び相談受付を行う「あやしいヤクブツ連絡ネット」を周知するポスター、リーフレットを作成し、都道府県や税関等を通じて配布、掲示を行った。

[平成29年度予算2,869千円]

警察庁

- ・ ヤングテレホンコーナー等の相談窓口を掲載したリーフレットを作成・配布するなどして、その周知を図った。

[平成29年度予算1,258千円]

厚生労働省・内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省

- ・ 都道府県・指定都市及び関係機関等に対し、大麻や危険ドラッグ等、若年層に広がりを見せる薬物を始めとする薬物乱用の危険性・有害性に関する正しい知識の周知徹底、青少年に対する広報啓発活動の強化、薬物再乱用防止対策の充実強化及び相談窓口の周知徹底等を重点として、各種運動・月間等における薬物乱用防止に係る広報啓発活動の充実強化について依頼した。【再掲】

【施策の効果】

厚生労働省・内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省

- ・ ウェブサイトの公開、パンフレットの配布等により相談窓口の周知等を積極的に展開したことにより、相談機関間の連携強化や相談窓口の周知が図られた。

(6) 危険ドラッグ等、多様化する乱用薬物に関する啓発等の強化

(学校等に対する健康被害事例についての情報提供)

【施策の内容】

文部科学省・厚生労働省・警察庁・内閣府

- ・ 若年層の大麻や危険ドラッグの乱用が問題となっていることから薬物乱用防止のための啓発用パンフレット「薬物のない学生生活のために～薬物の危険は意外なほど身近に迫っています～」を作成し、文部科学省のホームページで公開するとともに、すべての大学、短期大学及び専門学校に提供し、入学時のガイダンスにおいて配布する等様々な機会を通じ大学等の学生に対して薬物乱用防止に係る啓発及び指導の徹底に努めるよう周知した。

[平成29年度予算8,131千円の内数：文部科学省]【再掲】

警察庁・文部科学省

- ・ 薬物乱用防止教室、学校警察連絡協議会等を通じて、危険ドラッグ等に関する情報の提供や、地域における青少年の薬物乱用について情報交換を行った。

厚生労働省

- ・ 従来より配布している小学校6年生保護者向け、高等学校卒業予定者向け、有職・無職の少年向けの薬物乱用防止読本において、大麻や危険ドラッグ等の乱用薬物による心身への影響や、危険ドラッグ等を使用した者による二次的犯罪について情報提供を実施した。さらに、薬物乱用防止指導員等が適切な指導を行えるよう、研修の場や各種イベントにおいても、情報提供を実施した。

財務省

- ・ 学校等へ税関職員を派遣して行う薬物乱用防止教室や税関見学会等において、危険ドラッグの人体への悪影響や危険性について注意喚起を行った。

【施策の効果】

文部科学省・厚生労働省・警察庁・内閣府・財務省

- ・ 各種啓発活動、多様な媒体を活用した広報活動等において、薬物乱用の実態や危険性、相談窓口の周知等を積極的に展開したことにより、国民の規範意識や薬物根絶意識の醸成が図られた。

警察庁・厚生労働省・文部科学省

- ・ 大麻や危険ドラッグ等の健康被害事例等に関して、様々な広報媒体を活用して積極的に情報提供を実施したことにより、啓発が促進された。
- ・ 薬物乱用防止教室、学校警察連絡協議会等を通じた健康被害事例等の情報提供により、薬物乱用防止に関する指導の徹底と教育内容の充実が図られた。

財務省

- ・ 危険ドラッグの人体への悪影響や危険性について、薬物乱用防止教室等を通じた注意喚起により、啓発の強化が図られた。

(少年補導活動の推進)

【施策の内容】

警察庁

- ・ 危険ドラッグ等を乱用・所持する少年に対する積極的な補導活動を推進した。

【施策の効果】

警察庁

- ・ 積極的な補導活動の推進により、危険ドラッグ等の乱用防止が図られた。

(関係機関・団体等と連携した未然防止対策及び広報啓発の強化)

【施策の内容】

厚生労働省

- ・ 危険ドラッグを含む指定薬物等の関連情報を収集、提供し、また、相談に応じる「あやしいヤクヅツ連絡ネット」において、厚生労働省が発表した情報の掲載、危険ドラッグの危険性の周知、情報発信を行うとともに、厚生労働省ホームページ、薬物乱用防止啓発パンフレット等において紹介し、利用促進を図った。

[平成29年度予算7,000千円]

- ・ 新たに指定薬物を指定する省令が公布されたタイミングで新たな規制物質が検出された製品例を厚生労働省のホームページで公表し、これらの製品を含め危険ドラッグを購入・使用等しないように注意喚起を行い、危険ドラッグ販売業者に対して販売等をしないよう警告した。
- ・ 大麻に関わる検挙者数が増加していることから、厚生労働省ホームページに大麻による心身への影響や乱用者の告白などを掲載し、啓発を推進した。
- ・ 薬物乱用対策推進地方本部全国会議を開催し、全都道府県に対し、先進的な取組みを実施している自治体の取組の紹介や若年層への広がり懸念される大麻乱用に関して有識者による講義を実施するなどして、情報共有と知識の向上を図った。

厚生労働省・内閣府

- ・ 「政府インターネットテレビ」において、大麻等の乱用薬物の危険性に関する動画を作成・配信し、幅広い層に向けて、その危険性等について啓発を行った。

内閣府

- ・ 「政府広報オンライン」において、青少年に訴求力の高い啓発用マンガを用いた広報啓発活動を実施し、引き続き、危険ドラッグの危険性の周知を図った。
- ・ 内閣府ホームページにおいて、啓発用マンガやイラストを用いた青少年向けコンテンツを配信し、引き続き、危険ドラッグや大麻等、若年層に広がりを見せる薬物を始めとする薬物乱用の危険性・有害性等の周知を図った。
- ・ インターネット検索サービス事業者に対し、薬物乱用防止に向けた政府の取組、最新の薬物情勢、スマートフォン等のインターネット接続機器の青少年への普及状況等についての情報提供を行い、危険ドラッグ等の乱用薬物を検索した場合に薬物の危険性を広報するホームページへ誘導する自主的な取組が効果的に行われるよう支援した。

警察庁・内閣府

- ・ 政府広報を活用し、大麻や危険ドラッグ等を始めとする薬物乱用の危険性・有害性について情報を配信し、幅広い層に向けて周知を図った。

内閣府・内閣官房

- ・ 危険ドラッグや大麻等を始めとする薬物乱用の危険性について、「政府広報オン

ライン」、「政府インターネットテレビ」におけるマンガを用いた記事や動画等のコンテンツ、及び内閣府ホームページにおけるイラストを多用した啓発コンテンツ等を活用し、多様な媒体を通じて、引き続き周知を図った。

警察庁

- ・ 薬物乱用防止広報啓発用のパンフレット及びDVDを有効に活用し、大麻や危険ドラッグ等の危険性・有害性等について効果的な広報啓発活動を推進した。
- ・ インターネット上の違法・有害な情報の閲覧を防ぐフィルタリングの普及促進のために、少年、保護者、教育関係者等に対する広報啓発活動を実施するとともに、携帯電話事業者に対する販売時における保護者への説明強化等の要請の徹底等を推進した。

[平成29年度予算5,184千円]

- ・ 交通安全運動等の機会を通じ、危険ドラッグの危険性のほか危険ドラッグを使用した上で車両等を運転することの悪質性・危険性に関する広報啓発活動を推進した。
- ・ 平成30年2月、薬物乱用防止意識の醸成のため、「薬物銃器犯罪根絶の集い・新潟大会」を開催し、薬物乱用防止のための広報啓発活動を推進した。【再掲】

消費者庁・内閣府・警察庁・厚生労働省

- ・ 薬物乱用防止のための啓発ポスター等を、都道府県等の協力を得て配布した。

総務省・文部科学省・内閣府

- ・ スマートフォンを始めとする新たなインターネット接続機器やサービスが急速に普及し、青少年が保護者の目の届かないところでインターネット上の違法・有害情報にアクセスする危険性が高まっており、それらの情報へのアクセスを防止するため、フィルタリングを提供する携帯電話事業者等に店頭説明の徹底等について周知するとともに、e-ネットキャラバン（e-ネット安心講座）を含むインターネットリテラシー向上のための啓発講座の推進、フォーラムの開催、各種リーフレットの配布等を通して、フィルタリング利用の促進を図った。また、平成28年度からは、保護者・教職員向けに、フィルタリングの説明に特化した講座である、e-ネットキャラバンPlusを新設し、更なるフィルタリング利用の促進を図った。

[平成29年度予算339,717千円の内数：総務省、33,185千円の内数：内閣府]

国土交通省

- ・ 自動車運送事業者に対し、監査や講習等を通じ、薬物の使用禁止の徹底を周知した。

厚生労働省・内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省

- ・ 都道府県・指定都市及び関係機関等に対し、大麻や危険ドラッグ等、若年層に広がりを見せる薬物を始めとする薬物乱用の危険性・有害性に関する正しい知識の周知徹底、青少年に対する広報啓発活動の強化、薬物再乱用防止対策の充実強化及び相談窓口の周知徹底等を重点として、各種運動・月間等における薬物乱用防止に係る広報啓発活動の充実強化について依頼した。【再掲】

【施策の効果】

厚生労働省・内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省・国土交通省

- ・ 各種啓発活動、多様な媒体を活用した広報活動等において、薬物乱用の実態や危険性、相談窓口の周知等を積極的に展開したことにより、国民の規範意識や薬物根絶意識の醸成が図られた。

警察庁・厚生労働省・文部科学省・消費者庁

- ・ 大麻や危険ドラッグ等の危険性・有害性等に関して、様々な広報媒体を活用して積極的に情報提供を実施したことにより、その体制が整備され、啓発強化が促進された。

厚生労働省

- ・ 各都道府県に対して、薬物情勢や関係機関・団体の薬物乱用防止に関する取組等の情報共有が図られるとともに懸念されている若年層による大麻乱用の拡大についての啓発強化がなされた。

総務省・文部科学省・内閣府

- ・ フィルタリングを提供する携帯電話事業者等への周知や e-ネットキャラバン等の啓発講座の推進、フォーラムの開催、各種リーフレットの配布等を通して、フィルタリング利用の促進が図られた。

【まとめと今後の課題】

平成29年中の少年の覚醒剤事犯による検挙人員は93人で平成28年中と比較し、43人減少するとともに、検挙人員全体に占める少年の割合も減少した。

また、平成29年中の覚醒剤事犯のうち、初犯者の検挙人員は3,544人であり、平成28年中と比較し、184人減少した。

一方、少年の大麻事犯による検挙人員は301人で平成28年中と比較し、90人増加するとともに、検挙人員全体に占める少年の割合も増加した。

また、20歳代における大麻事犯の検挙人員は平成28年中と比較して192人増加しており、検挙人員全体に占める割合は約38%と依然として高い比率を占めている。

平成29年度中の薬物乱用防止教室の開催率は83.5%で平成28年度中と比較し、1.0ポイント増加した。このうち小学校は79.1%、中学校は91.0%、高等学校は86.4%であった。また、講師の内訳では、警察職員が32.7%、麻薬取締官0.1%、学校薬剤師28.6%であり、全体の6割を占めた。

薬物乱用防止教室の開催等の学校を中心とした薬物乱用防止のための指導や広報啓発活動、街頭キャンペーン等の取組により、薬物根絶意識の醸成が図られた。

しかし、青少年を中心に大麻事犯の検挙人員は近年増加傾向にあり、青少年への大麻乱用の広がりが懸念されるなど、極めて憂慮する状況にある。

こうしたことから、今後も引き続き関係機関が連携して、青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する意識の向上のために以下の取組の一層の充実に努める必要がある。

- 学校における薬物乱用防止のための指導の充実強化については、学習指導要領の改

訂の趣旨を踏まえ、薬物乱用には人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があることについて指導参考資料等を活用し体育科・保健体育科における指導の充実をめぐる必要がある。また、今後とも、すべての中学校及び高等学校において、年に1回は薬物乱用防止教室を開催するとともに、小学校における薬物乱用防止教室の開催の一層の推進や薬物乱用防止教室の内容の充実をめぐる必要がある。そのために、教員や薬物乱用防止教室の指導者の研修機会の充実引き続きめぐる必要がある。

- 有職・無職の少年に対する啓発の推進については、覚醒剤、大麻等の薬物を使用した者による健康被害や二次的犯罪の事例に関する情報を提供し、正しい知識を周知することが重要である。このため、引き続き、この種薬物に関する危険性・有害性等についての情報を充実させた啓発資材を作成していく必要がある。
- 家庭や地域における薬物根絶意識の醸成については、青少年による薬物乱用の未然防止の観点から、家庭や地域における啓発活動も重要である。このため、引き続き、家庭における啓発活動を実施するための保護者向けの薬物乱用防止読本の作成、薬物乱用防止教室や地域のイベント等で活動する薬物乱用防止指導員の資質向上を図り、地域社会において、青少年に薬物乱用をさせない環境整備を推進していく必要がある。
- 広報啓発活動の強化については、薬物乱用未然防止のため、継続的に青少年をはじめ、国民一人一人が薬物乱用に関する問題について正しい認識を高めていくことが重要である。このため、機会を捉えた広報の内容等の強化を図りつつ、街頭キャンペーン等の運動、様々な広報媒体を活用した広報を、機会を捉えた広報の内容等の強化を図りつつ切れ目なく実施するとともに、受け手の視点に立った、より訴求性が高く、一体感・整合性のある広報啓発活動に努めていく必要がある。
- 関係機関等による相談体制については、地域住民の相談に的確かつ素早く対応するため、より充実した相談体制を構築する必要がある。
- 街頭補導活動については、関係機関・団体、ボランティア等と連携し、継続的に薬物乱用少年の早期発見・補導を行う必要がある。
- 少年鑑別所においては、薬物問題を含む非行・犯罪に関する相談に応じているところ、引き続き、地域の相談機関との連携強化に努め、相談に応じる職員の専門性の向上を図るとともに、相談窓口の周知に努める必要がある。
- 危険ドラッグ等、多様化する乱用薬物に関する啓発等の強化については、この種薬物に関する健康被害や規制強化についての情報提供体制の整備、活用を図り、ポスター、パンフレット等についても、青少年の印象に残るような工夫された啓発資材を作成する必要がある。

目標 2

薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底

(1) 国内における薬物依存・中毒者の医療体制の充実

(治療回復プログラムの作成)

【施策の内容】

厚生労働省

- ・ 厚生労働科学研究において、薬物依存に対する認知行動療法プログラムの開発と効果に関する研究を実施した。

【施策の効果】

厚生労働省

- ・ 薬物依存のメカニズム等の基礎的研究を進めることにより、治療法等の基盤づくりを推進した。

(治療回復プログラムの普及)

【施策の内容】

厚生労働省

- ・ 厚生労働科学研究において、薬物依存に対する認知行動療法プログラムの普及と均てん化に関する研究を実施した。
- ・ 「依存症対策全国拠点機関設置運営事業」（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターを全国拠点機関に指定）の中で、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターにより医療従事者を対象とした研修を実施した。
〔平成29年度予算60,243千円の内数〕
- ・ 「依存症対策総合支援事業」により、精神保健福祉センター等において、SMARPP等の認知行動療法プログラム等の治療回復プログラムを実施した。
〔平成29年度予算448,643千円の内数〕

【施策の効果】

厚生労働省

- ・ 認知行動療法プログラムの普及を図ることにより、地域における薬物依存の治療の充実を推進した。
- ・ 「依存症対策全国拠点機関設置運営事業」により、医療従事者の依存症治療に対する専門的な能力の向上と地域における指導者となる人材の養成が図られた。
- ・ 「依存症対策総合支援事業」の実施により、依存症者からの回復を目指す者に対する治療回復プログラムの提供を推進した。

(民間団体・関係機関等との連携強化)

【施策の内容】

厚生労働省

- ・ 「依存症対策全国拠点機関設置運営事業」(独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターを全国拠点機関に指定)の中で、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターにより依存症回復施設職員を対象とした研修を実施した。
〔平成29年度予算60,243千円の内数〕
- ・ 「依存症対策総合支援事業」により、地域における薬物依存症の支援体制構築に向けた検討会や包括的な支援を実施するための連携会議を開催した。
〔平成29年度予算448,643千円の内数〕
- ・ 「薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業」により、ダルク他地域で薬物依存症問題に取り組む民間団体の活動を支援した。
〔平成29年度予算48,760,885千円の内数〕

【施策の効果】

厚生労働省

- ・ 「依存症対策全国拠点機関設置運営事業」により、依存症回復施設職員の対応力の強化と地域における指導者の養成が図られた。
- ・ 「依存症対策総合支援事業」により、地域における薬物依存症の支援体制構築に向けた検討会や連携会議を開催することで、行政や医療、福祉、司法、民間団体等との連携が図られた。
- ・ 「薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業」により、地域で薬物依存症問題に取り組む民間団体の活動を支援することで行政と民間団体の連携が図られた。

(2) 薬物乱用者の社会復帰の支援の充実強化

(矯正施設における指導・教育の充実強化)

【施策の内容】

法務省

- ・ 民間自助団体や研究機関、大学等の専門家からなる薬物事犯受刑者処遇研究会(平成16年度に開催)での意見を踏まえて策定した標準プログラムに基づき、各刑事施設において薬物依存離脱指導を計画的に実施した。
- ・ 刑事施設においては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の下、薬物事犯受刑者に対して改善指導を義務付け、民間自助団体等の協力を得ることにより指導の充実を図った。
〔平成29年度予算58,610千円〕
- ・ 刑事施設においては、平成28年6月に施行された刑の一部執行猶予制度の趣旨を踏まえ、薬物依存離脱指導の標準プログラムについて、認知行動療法の手法を取り入れた内容に改訂し、その定着を図った。
〔平成29年度予算17,442千円〕

- ・ 刑事施設においては、薬物依存離脱指導実施体制の充実強化を図るため、薬物事犯者処遇カウンセラーによる助言指導体制を整備した。
〔平成29年度予算136,446千円〕
- ・ 法務省矯正局が刑事施設の教育担当職員に対し実施する集合研修等において、薬物依存離脱指導の徹底を図るための具体的方策等について検討を行った。また、矯正・保護の合同研修を実施し、施設内処遇と社会内処遇の連携強化を図った。
- ・ 刑事施設においては、改正後の標準プログラムに対応するため、最新の医学的見地、民間のリハビリ施設や依存症に対応できる社会資源における取組等を盛り込んだ薬物依存離脱指導用の視聴覚教材を整備した。
〔平成29年度予算6,480千円〕
- ・ 未決拘禁者に対する薬物依存及び回復に関する書籍を整備し、閲覧することを可能とした。
〔平成29年度予算7,664千円〕
- ・ 少年院においては、少年院法施行に基づく特定生活指導の一つである薬物非行防止指導を全少年院において実施しているほか、重点的かつ集中的な指導が必要な在院者に対しては、重点指導施設として男子少年院2庁及び全女子少年院9庁の計11庁を指定し、当該少年院において重点的な指導を実施した。また、同指導の指導体制の充実を図るため、職員の指導能力の向上を目的とした研修を実施してきたところ、きたところ、特に、薬物使用経験のある女子在院者については、低年齢からの長期間にわたる薬物使用や女子特有の様々な課題を抱えていることが多く、それらの課題に適切に対応し得る専門的知識及び指導技術の一層の向上を図るため、平成29年度から、女子在院者を収容する少年院間（女子少年院9庁及び第3種少年院2庁の計11庁）において、職員を相互に派遣して行うスキルアップ研修を開始した。
〔平成29年度予算10,980千円〕

【施策の効果】

法務省

- ・ 刑事施設75庁において、標準プログラムに基づく指導が実施された。
- ・ 刑事施設78庁（刑務支所を含む）において、民間自助団体の協力を得た指導体制が整備され、指導内容の充実・強化が図られた。
- ・ 刑事施設78庁（刑務支所を含む）において、薬物事犯者処遇カウンセラーを配置し、薬物依存離脱指導実施体制の充実強化が図られた。
- ・ 刑事施設においては、刑の一部の執行猶予制度の趣旨を踏まえ、薬物依存離脱指導の標準プログラムを改正し、その定着に努めるとともに、改正後の標準プログラムに対応した視聴覚教材を整備するなど、薬物依存離脱指導実施体制の充実強化が図られた。
- ・ 少年院においては、薬物依存又は薬物の使用経験のある在院者を対象とした薬物再乱用防止に向けた指導の充実強化が図られた。また、女子在院者を収容する少年院間におけるスキルアップ研修や医療機関の職員等を招へいした研修を実施し、薬物乱用防止のための効果的な処遇方法の習得等、職員の指導力の向上が図られた。

(保護司適任者確保と活動基盤の強化)

【施策の内容】

法務省

- ・ 薬物依存のある刑務所出所者等に対する社会復帰支援を担う保護司の安定的確保を一層推進するため、地域の幅広い層から保護司適任者の情報を得ることを目的とした「保護司候補者検討協議会」を全国で開催したほか、地域の方々に保護司活動の体験を通じて保護司への関心や理解を深めてもらう「保護司活動インターンシップ」を保護司会において実施した。さらに、保護司活動に伴う様々な負担を軽減することを目的として、保護司活動の地域の拠点である「更生保護サポートセンター」の拡充や充実強化に努めた。

[平成29年度予算1,022,981千円]

【施策の効果】

法務省

- ・ 保護司適任者確保に係る間口が拡大されたほか、薬物依存のある刑務所出所者等との面接場所や保護司同士の処遇協議の場など活動の基盤が強化された。

(更生保護施設等における指導・教育の充実強化)

【施策の内容】

法務省

- ・ 住居が不安定であったり、改善更生のための環境が整っていない薬物依存のある刑務所出所者等については、更生保護施設のほか、薬物依存からの回復支援等を行うNPO法人等に宿泊保護を委託した。また、全国25か所の更生保護施設において、精神保健福祉士や臨床心理士等の専門的資格を持ったスタッフを配置し、薬物依存からの回復に重点を置いた専門的な処遇を実施した。

[平成29年度予算5,024,044千円の内数]

【施策の効果】

法務省

- ・ 住居が不安定であったり、改善更生のための環境が整っていない薬物依存のある刑務所出所者等については、更生保護施設やNPO法人等に宿泊保護を委託することにより社会復帰を促進させた。

(矯正施設入所中からの出所を見据えた生活環境の調整の充実強化)

【施策の内容】

法務省

- ・ 地方更生保護委員会において、出所後の帰住先が確保されていない薬物事犯受刑者等に対し、薬物への依存度や関連する精神障害等の薬物事犯特有の問題性に焦点を当てた面接調査等を行い、当該調査結果を活用し、保護観察所において生活環境

の調整を通じて適切な帰住地の確保に努めるとともに、釈放後の保護観察処遇を行った。

[平成29年度予算2,283千円]

【施策の効果】

法務省

- ・ 地方更生保護委員会において、薬物事犯受刑者の問題性に応じた帰住先の確保等に資する情報を収集し、必要な指導、助言及び連絡調整等を行った結果、保護観察所における生活環境の調整が促進された。

(保護観察対象者に対する指導・支援の充実強化)

【施策の内容】

法務省・厚生労働省

- ・ 公共職業安定所等の関係機関と連携し、薬物事犯者も含めた刑務所出所者等に対して就労支援を行うとともに、犯罪歴のある者を積極的に雇用する協力雇用主を開拓することにより、不就労で生活の安定しない薬物事犯の刑務所出所者等の就労確保を図った。

[平成29年度予算：790,212千円：法務省、545,640千円の内数：厚生労働省]

法務省

- ・ 保護観察所において、薬物事犯保護観察対象者に対し、指導監督の一環として、心理学等の専門的知識に基づき、認知行動療法を理論的基盤とした体系化された手順による薬物再乱用防止プログラムを特別遵守事項として義務付けて実施した。また、同プログラムに基づく指導を義務付けられない者又はその指導を受け終わった者に対し、対象者の自発的意思に基づく簡易薬物検出検査を実施した。

[平成29年度予算75,217千円]

- ・ 保護観察所において、精神保健福祉機関や民間の自助グループの協力を得つつ、薬物依存のある刑務所出所者等の引受人・家族等に対し、薬物乱用の有害性及び当該刑務所出所者等への対応等に関する知識を付与するための講習会・相談会を実施した。

[平成29年度予算3,477千円]

- ・ 薬物依存からの回復等に関する外部専門家を招へいし、薬物依存のある刑務所出所者等の処遇に当たる保護観察官を対象とした薬物依存対策研修を実施するとともに、保護観察官に対して処遇に関するスーパーバイズを実施した。

[平成29年度予算14,174千円]

- ・ 薬物依存のある刑務所出所者等の再犯防止対策等を充実強化するため、地方更生保護委員会及び保護観察所における必要な体制の整備に努めた。
- ・ 危険ドラッグを乱用するおそれがあると認められる保護観察対象者に対して、保護観察官による面接その他の機会において、必要に応じて、医療機関における医療や精神保健福祉センター等における支援を受けることを働き掛けた。

厚生労働省

- ・ 麻薬取締部において検挙した保護観察処分のつかない執行猶予判決を受けた薬物乱用者等に対する再乱用防止プログラムを引き続き実施した。

【施策の効果】

法務省・厚生労働省

- ・ 公共職業安定所等の関係機関と連携して就労支援を実施するとともに、協力雇用主の開拓に努めた結果、相応の成果を得た。

法務省

- ・ 保護観察所における簡易薬物検出検査が、規制薬物等を使用していないという結果を積み重ねさせ、断薬の努力についての達成感を与えることによって、当該薬物事犯保護観察対象者の断薬意志の維持及び促進につながったほか、薬物再乱用防止プログラムにおいて再発防止計画を策定させることなどにより、薬物の再乱用防止を図った。
- ・ 保護観察官に対する研修及びスーパーバイズを実施し、保護観察官の処遇能力を向上させた。
- ・ 保護観察所において薬物依存のある刑務所出所者等の引受人・家族等に対する講習会・相談会を実施し、引受人・家族等に当該刑務所出所者等への適切な対応等に関する知識を付与した。
- ・ 保護観察官を増員するなど地方更生保護委員会及び保護観察所の体制を整備したことにより、薬物依存のある刑務所出所者等の再犯防止対策等の充実強化が図られた。

厚生労働省

- ・ 麻薬取締部において検挙した保護観察処分のつかない薬物乱用者等に対する再乱用防止が図られた。

(相談窓口の周知及び相談体制の充実)

【施策の内容】

警察庁

- ・ 全国の警察本部に設置されている薬物乱用問題等に関する相談電話の利用促進を図るため、ウェブサイトやパンフレットを活用して広報し、その周知に努めた。

法務省

- ・ 薬物依存のある刑務所出所者等に対し、必要に応じて、地域の医療機関における医療や精神保健福祉センター等における支援を受けることを働き掛けた。

厚生労働省

- ・ 薬物乱用防止に関する相談窓口について、厚生労働省のホームページ及び各種啓発資料等に掲載する等し、薬物乱用者が相談窓口を活用できるように周知するとともに、利用促進を図った。
- ・ 保健所、精神保健福祉センターにおいて、薬物依存症者に関する相談及び薬物依存に対する啓発、家族教室等を引き続き実施した。
- ・ 「依存症の理解を深めるための普及啓発イベント」の開催や「依存症を理解する

ためのリーフレット」を作成することにより、依存症からの回復に向けて精神保健福祉センターや自助グループ等民間団体へ相談することの重要性を周知した。

〔平成29年度予算15,600千円の内数〕

- ・ 「依存症対策全国拠点機関設置運営事業」（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターを全国拠点機関に指定）の中で、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターにより精神保健福祉センター等で相談業務に従事する職員を対象とした研修を実施した。

〔平成29年度予算60,643千円の内数〕

- ・ 「依存症対策総合支援事業」により、依存症相談拠点の設置や相談支援に関わる人材を養成するための研修を実施した。

〔平成29年度予算448,643千円の内数〕

- ・ 精神保健福祉センターにおいて、保健所、市町村等に対する技術指導・援助を引き続き実施した。

【施策の効果】

警察庁

- ・ 相談窓口について広く周知し、相談電話の利用促進を図るとともに、薬物の再乱用防止に関する正しい知識と理解の普及を図った。

法務省

- ・ 地域の医療機関における医療や精神保健福祉センター等における支援を受けるよう働き掛けたことにより、当該機関等の利用が促進された。

厚生労働省

- ・ 薬物相談窓口を周知すること等により、身近な薬物相談窓口の利用促進が図られた。
- ・ 保健所、精神保健福祉センターにおける相談事業及び啓発活動により、薬物問題の早期発見・早期対応を可能とした。
- ・ 「依存症対策全国拠点機関設置運営事業」により、精神保健福祉センター等で相談業務に従事する職員の対応力の向上や地域における指導者の養成が図られた。
- ・ 「依存症対策総合支援事業」により、地域における相談拠点の設置や相談支援に携わる人材養成を行うことで相談支援体制の充実が図られた。
- ・ 精神保健福祉センターによる地域の保健機関・医療機関等に対する技術指導・援助によって、相談機関担当職員の専門性の向上を図った。

（民間団体・関係機関等との連携強化）

【施策の内容】

厚生労働省

- ・ 「依存症対策総合支援事業」により、地域における薬物依存症の支援体制構築に向けた検討会や包括的な支援を実施するための連携会議を開催した。

〔平成29年度予算448,643千円の内数〕【再掲】

- ・ 「薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業」により、ダルク他地域

で薬物依存症問題に取り組む民間団体の活動を支援した。

[平成29年度予算48,760,885千円の内数]【再掲】

厚生労働省・法務省

- ・ 麻薬中毒者相談員、麻薬取締官、都道府県職員、医療関係者、保健所職員、精神保健福祉センター職員、矯正施設職員、保護観察官等が参加する「薬物中毒対策連絡会議」を全国6ブロックにおいて開催し、地域における関係機関間の連携を図り、再乱用防止対策を推進した。

法務省

- ・ 薬物依存のある刑務所出所者等が、当該依存に至った自己の問題性について理解を深めるとともに、規制薬物等に対する依存の影響を受けた生活習慣等を改善する方法を習得することを目的とした薬物依存回復訓練の実施について、民間の薬物依存症リハビリテーション施設等に委託した。

[平成29年度予算5,022,801千円の内数]

- ・ 薬物依存のある刑務所出所者等が居住する地域における薬物処遇に関係する機関・団体等との連携を図るため、保護観察所において地域支援連絡会議を実施した。

[平成29年度予算1,310千円]

- ・ 薬物依存離脱指導及び薬物再乱用防止プログラムの効果的な実施、矯正・保護が連携して指導を実施する体制の整備を図るため、全国8ブロックにおいて、「薬物事犯者に対する処遇プログラムにおける矯正・保護実務者協議会」を開催し、双方のプログラムの実施状況等の情報を交換し、刑事施設と保護観察所との効果的な連携の在り方についての検討を実施した。

[平成29年度予算1,421千円]

- ・ 医療機関等に通院等する保護観察対象者に対して、本人の同意を得て、通院先の医療機関等から医療・支援状況に係る情報提供を受け、当該保護観察対象者の心身の状況を踏まえた適切な指導等を実施した。また、法務省及び厚生労働省により策定された「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を実施し、医療・保健・福祉機関等の関係機関等との一層の連携を図った。

[平成29年度予算10,234千円]

【施策の効果】

厚生労働省

- ・ 「依存症対策総合支援事業」により、地域における薬物依存症の支援体制構築に向けた検討会や連携会議を開催することで、行政や医療、福祉、司法、民間団体等との連携が図られた。【再掲】
- ・ 「薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業」により、地域で薬物依存症問題に取り組む民間団体の活動を支援することで連携が図られた。【再掲】

法務省

- ・ 薬物依存回復訓練の実施により、訓練実施対象者について、当該依存に至った自己の問題性について理解を深めさせるとともに、規制薬物等に対する依存の影響を受けた生活習慣等を改善する方法の習得を促進することができた。

- ・ 薬物依存のある刑務所出所者等に対する地域における支援方策の検討が促進された。
- ・ 薬物依存のある刑務所出所者等が居住する地域において、薬物処遇に係る機関・団体等の連携が強化された。

(3) 薬物乱用者の家族への相談体制・支援等の充実

(相談窓口の周知及び相談体制の充実)

【施策の内容】

法務省

- ・ 保護観察所において、精神保健福祉機関や民間の自助グループの協力を得つつ、薬物依存のある刑務所出所者等の引受人・家族等に対し、薬物乱用の有害性及び当該刑務所出所者等への対応等に関する知識を付与するための講習会・相談会を実施した。

〔平成29年度予算3,477千円〕【再掲】

厚生労働省

- ・ 薬物乱用者の家族のための小冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」（家族読本）の巻末薬物相談窓口情報を更新し、全国の都道府県、保護観察所、刑事施設、少年院、民間自助団体等に配布した他、厚生労働省のホームページに掲載し、情報提供を行った。

〔平成29年度予算3,024千円〕

- ・ 全国6ブロックにおいて、「再乱用防止対策講習会」を開催し、自治体等から再乱用防止対策の取組みを通じて、一般市民に向けて薬物相談窓口の周知を図った。

〔平成29年度予算864千円〕

- ・ 保健所、精神保健福祉センターにおいて、薬物依存症に関する相談及び薬物依存に対する啓発、家族教室等を引き続き実施した。
- ・ 「依存症の理解を深めるための普及啓発イベント」の開催や「依存症を理解するためのリーフレット」を作成することにより、依存症からの回復に向けて精神保健福祉センターや自助グループ等民間団体へ相談することの重要性を周知した。

〔平成29年度予算15,600千円の内数〕【再掲】

- ・ 「依存症対策総合支援事業」により、精神保健福祉センター等において、依存症者の家族に対し、認知行動療法を用いた心理教育プログラムの提供や家族会の開催等を実施した。

〔平成29年度予算448,643千円の内数〕

【施策の効果】

法務省

- ・ 保護観察所において薬物依存のある刑務所出所者等の引受人・家族等に対する講習会・相談会を実施し、引受人・家族等に当該刑務所出所者等への適切な対応等に関する知識を付与した。

厚生労働省

- ・ 薬物相談窓口を周知すること等により、身近な薬物相談窓口のみに利用促進が図られた。
- ・ 「依存症対策総合支援事業」により、依存症者の家族を対象とした心理教育プログラムの実施や家族会等を開催することで、家族に対する支援の充実が図られた。

（民間団体・関係機関等との連携強化）

【施策の内容】

法務省

- ・ 薬物依存からの回復等に関する外部専門家を招へいし、薬物依存のある刑務所出所者等の処遇に当たる保護観察官を対象とした薬物依存対策研修を実施するとともに、保護観察官に対して処遇に関するスーパーバイズを実施した。
〔平成29年度予算14,174千円〕【再掲】
- ・ 薬物依存のある者の処遇に係るケア会議の実施を通じ、関係する機関・団体等との連携の強化を図った。
- ・ 薬物依存のある刑務所出所者等が居住する地域における薬物処遇に係る機関・団体等との連携を図るため、保護観察所において地域支援連絡会議を実施した。
〔平成29年度予算1,310千円〕【再掲】

警察庁

- ・ 薬物乱用者やその家族が初めて接することが多い公的機関として、即決裁判手続等により執行猶予判決が見込まれる者等や薬物乱用者の家族等らに配布する目的で、薬物乱用問題に関する相談窓口等が掲載されたパンフレット「相談してみませんか」を作成し、未決勾留期間中に配布するなど、再乱用防止対策の取組を推進した。
〔平成29年度予算2,015千円の内数〕

厚生労働省

- ・ 薬物依存・中毒者を抱える家族を支える活動を行う家族会の代表者及び薬物依存症の専門家による講演等を行う「再乱用防止対策講習会」及び関係機関間において情報交換を行う「薬物中毒対策連絡会議」を全国6ブロックで開催し、薬物に係る相談員や一般市民を対象に薬物中毒・依存症に対する理解を促進するとともに、相談・支援業務に携わる地域の関係機関間の連携を図った。
- ・ 「依存症対策総合支援事業」により、地域における薬物依存症の支援体制構築に向けた検討会や包括的な支援を実施するための連携会議を開催した。
〔平成29年度予算448,644千円の内数〕【再掲】
- ・ 「薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業」により、ダルク他地域で薬物依存症問題に取り組む民間団体の活動を支援した。
〔平成29年度予算48,760,885千円の内数〕【再掲】

【施策の効果】

法務省

- ・ 薬物依存のある刑務所出所者等の引受人・家族等に対する講習会・相談会への薬

物処遇に係る機関・団体等から講師を招へいすることや、ケア会議を実施することにより、保護観察所と関係する機関・団体等との連携が促進されるとともに、引受人・家族等に当該刑務所出所者等への適切な対応等に関する知識を付与することができた。

- ・ 薬物再乱用防止プログラムでの薬物依存からの回復等に関する専門家のスーパーバイズや民間の薬物依存症リハビリテーション施設に対する薬物依存回復訓練の委託により、薬物依存のある刑務所出所者等の再乱用防止が図られた。

警察庁・厚生労働省

- ・ 相談窓口について広く周知し、相談電話の利用促進を図るとともに、薬物の再乱用防止に関する正しい知識と理解の普及を図った。【再掲】

厚生労働省

- ・ 「薬物中毒対策連絡会議」により、意見交換等を宇宇治手、関係機関における連携強化が図られた。
- ・ 「再乱用防止対策講習会」により、各機関における取組みや再乱用防止のための正しい知識の普及を図った。
- ・ 「依存症対策総合支援事業」により、地域における薬物依存症の支援体制構築に向けた検討会や連携会議を開催することで、行政や医療、福祉、司法、民間団体等との連携が図られた。【再掲】
- ・ 「薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業」により、地域で薬物依存症問題に取り組む民間団体の活動を支援することで連携が図られた。【再掲】

(4) 青少年の再乱用防止対策の充実強化

(「若年層向け薬物再乱用防止プログラム」等の普及)

【施策の内容】

厚生労働省

- ・ 「平成24年度若年層向け薬物乱用防止プログラム等に関する企画分析報告書」等を厚生労働省ホームページに掲載するなど若年層向け薬物乱用防止プログラムの普及を図った。

【施策の効果】

厚生労働省

- ・ ホームページを活用した啓発活動により「平成24年度若年層向け薬物乱用防止プログラム等に関する企画分析報告書」等の普及が図られた。

(立ち直り支援活動の推進)

【施策の内容】

警察庁

- ・ 少年による薬物の再乱用を防止するため、必要に応じて、少年に対して継続的な助言、指導、カウンセリング等の継続補導を行うとともに、再非行に走る可能性がある少年及びその保護者に対して警察から積極的に連絡し、指導・助言や、体験活

動等への参加、就学・就労等への支援を行う「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進した。

〔平成29年度予算53,248千円〕

【施策の効果】

警察庁

- ・ 個々の少年の状況に応じた立ち直り支援活動の実施により、少年の薬物再乱用防止が図られた。

(5) 薬物乱用の実態、薬物依存症の治療法等に関する研究の推進

【施策の内容】

厚生労働省

- ・ 厚生労働科学研究において、薬物乱用・依存等の疫学的研究及び実態把握等を実施した。【再掲】
- ・ 厚生労働科学研究において、薬物依存に対する認知行動療法プログラムの開発と効果に関する研究を実施した。【再掲】
- ・ 厚生労働科学研究において、薬物依存に対する認知行動療法プログラムの普及と均てん化に関する研究を実施した。【再掲】
- ・ 厚生労働科学研究において、家族支援プログラムの開発に関する研究を実施した。

【施策の効果】

厚生労働省

- ・ 薬物乱用・依存状況の実態把握及び薬物依存症者等の社会復帰に向けた支援に関する研究を実施することにより、国内における再乱用防止に資する科学的知見等の収集が図られた。
- ・ 薬物依存のメカニズム等の基礎的研究を進めることにより、治療等の基盤づくりを推進した。
- ・ 認知行動療法プログラムの普及を図ることにより、地域における薬物依存の治療の充実を推進した。

【まとめと今後の課題】

薬物事犯検挙者の大半を占める覚醒剤事犯検挙者における再犯者の割合は昨年同様6割を超えている状況であり、薬物乱用を防止するためには、引き続き再乱用防止対策に取り組むことが重要である。

薬物乱用者の再乱用防止には、薬物依存症の治療と社会復帰支援が必要不可欠であり、関係各省庁間での連携はもちろんのこと、民間団体等との連携、薬物問題に悩む家族への支援も必要である。このため、法務省と厚生労働省が共同で策定した「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を実施することや、薬物依存・中毒者の治療・社会復帰支援に関わる行政機関や関係機関の専門家が参加する会議を開催し意

見交換等を行うことなどにより、関係機関の連携を促進するとともに、薬物に係る相談員や市民を対象にした薬物依存・中毒に対する正しい知識・理解の向上を図る講習会を開催した。

これらの取組を、今後も継続していくことが必要である。

薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援による再乱用防止においては、継続的な実態把握及び適切な指導が重要である。厚生労働科学研究では、薬物の依存性・精神毒性、乱用に関する意識・実態調査及び依存症の治療や支援における関係機関の連携・対応及び効果的なプログラムを検討することで、薬物依存症者の支援を図っている。

また、刑の一部の執行猶予制度の施行を受け、社会復帰の支援や民間団体等との連携を一層強化する必要がある。

総務省の「薬物乱用防止対策に関する行政評価・監視」を受け、更に犯罪対策閣僚会議による「再犯防止に向けた総合対策」が策定されたことを踏まえ、刑事施設における薬物依存離脱指導の充実強化を図るとともに、引き続き刑事施設及び保護観察所の連携強化を図ることが必要である。また、平成29年12月に閣議決定された再犯防止推進計画に盛り込まれた施策の実施に当たり、地方公共団体・民間の団体その他関係者との一層緊密な連携を図ることも必要である。

保護観察所においては、薬物事犯保護観察対象者に対し、薬物再乱用防止プログラム及び自発的意思に基づく簡易薬物検出検査を実施することにより、改善更生を図った。また、改善更生のための環境が整っていない薬物依存のある刑務所出所者等に対し、更生保護施設等への宿泊保護の委託や、就労支援等により、社会復帰を支援した。さらに、薬物依存のある刑務所出所者等の引受人・家族等に対し、薬物依存からの回復等を支援する民間団体の関係者を講師とする講習会・相談会を実施したことにより、再乱用防止に一定の効果을上げている。

少年院においては、最近の薬物事犯少年の問題性・特性等を踏まえ、再乱用防止を図る観点から、効果的な指導を実施するため、引き続き職員の指導力向上を図るとともに、処遇効果の検証を行う必要がある。

さらに、薬物乱用者やその家族等が、早期に相談窓口にご相談でき、継ぎ目なくきめ細やかな支援が受けられるようにするため、地域における各種相談窓口の周知徹底を図る必要がある。

目標 3

薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化

(1) 組織犯罪対策の推進

(薬物密売組織の壊滅に向けた統一的な戦略の推進)

【施策の内容】

警察庁

- ・ 組織犯罪対策要綱に基づき、合同・共同捜査の積極的な推進、インターネットを利用した薬物密売事犯の取り締まり強化、関係機関・関係団体等との連携強化等、統一的な戦略を推進した。

厚生労働省

- ・ 広域的な薬物密売事犯に係る情報を集約するなどし、統一的な戦略の下、暴力団等による薬物密売組織に対する取締りを実施した。
- ・ 組織的な薬物密売事犯及び危険ドラッグ事犯の検挙のため、警察、海上保安庁、税関等関係機関と積極的に合同捜査を行い、協力して薬物密売組織の壊滅に努めた。

財務省

- ・ 各部門横断的に水際取締りのための戦略を検討し、当該戦略に基づき、統一的に水際取締りを行った。

【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

- ・ 統一的な戦略に基づき、薬物密売組織の実態解明と取締りが推進された。

警察庁

- ・ 平成29年中、インターネットを利用した薬物密売事犯の検挙事件数は59事件、サイトへの書込者ら72人を検挙し、インターネットを利用した薬物密売事犯の摘発に一定の成果を上げた。
- ・ 平成29年中、危険ドラッグ関連事件を628件、651人検挙し、そのうち供給者側を40事件、46人検挙した。

厚生労働省

- ・ 危険ドラッグ等の薬物犯罪に対する情報収集能力の強化及び取締りの徹底が図られ、効果的に危険ドラッグ販売業者等の取締りに当たることができた。

財務省

- ・ 統一的な戦略に基づき、効果的・効率的な水際取締りが実施された。

(薬物密売組織の中枢に位置する者に対する取締りの徹底)

【施策の内容】

警察庁・厚生労働省

- ・ 暴力団、外国人薬物密売組織による密輸・密売事犯等において、末端密売人等からの徹底した突き上げ捜査による、薬物密売組織の中枢に位置する首領や幹部に焦点を当てた取締りを実施した。

警察庁・財務省

- ・ 危険ドラッグの供給源となっている者を検挙し、危険ドラッグやその原料となる物質の流入を水際で阻止するため、国内外の関係機関との連携強化に努めた。

厚生労働省

- ・ 全国の麻薬取締部と情報を共有し、インターネットを利用するなどして広域にわたって取行される密売事件について、効率かつ効果的に捜査を実施した。

【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

- ・ 平成29年中、首領・幹部を含む暴力団構成員等5,616人を薬物事犯により検挙した。

警察庁・財務省

- ・ 平成29年中、関係機関と協力して密輸情報を共有するなどし、危険ドラッグ密輸入事件を検挙するなど、販売ルートの壊滅及び流通実態の解明に努めた。

(厳正な科刑の獲得)

【施策の内容】

警察庁・厚生労働省

- ・ 厳正な科刑を獲得するため、業として行う薬物密売等を重く罰する麻薬特例法第5条を積極的に適用するとともに、同条の適用事件については、特に裁判員裁判を見据え、被疑者の悪性や行為の組織性、計画性、営利性等について分かりやすい立証に努めた。

法務省

- ・ 全国の検察官が出席する会合等を通じて、麻薬特例法等の関係法令の積極的な活用を推奨し、組織的な薬物事犯についての徹底した捜査の実施と厳正な科刑の実現に努めた。

[平成29年度予算533,223千円の内数]

厚生労働省

- ・ 危険ドラッグ事犯者への適正処罰に資するため、法務省、警察庁、財務省等からの要請により指定薬物の精神毒性等についての情報を提供した。

【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

- ・ 平成29年中、麻薬特例法第5条を18件適用し、暴力団構成員等が関与する複数の

薬物密売組織を摘発した。

法務省

- ・ 平成29年においては、覚せい剤取締法違反等の麻薬・覚醒剤事犯について、第1審判決において被告人の大半が1年以上の懲役に処せられ、有罪判決を受けた者の約54%が実刑（刑の一部の執行猶予がある場合を含む。以下同じ。）となった。特に、覚せい剤取締法違反については、約61%の者が実刑に処せられており、厳正な科刑が得られた。

厚生労働省

- ・ 関係取締機関が検挙した危険ドラッグ事犯について、押収した指定薬物の精神毒性等について情報提供を行うことで、適正な処罰に貢献した。

(捜査手法の活用等)

【施策の内容】

警察庁・法務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 組織的に敢行される薬物の密輸・密売を解明・検挙するため、コントロールド・デリバリー等の捜査手法の積極的な活用に努めた。

【施策の効果】

警察庁・法務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ コントロールド・デリバリー等の積極的な活用により、暴力団構成員等が関与する複数の薬物犯罪組織を摘発した。

(イラン人等外国人薬物密売組織対策の推進)

【施策の内容】

法務省

- ・ 通訳人に対するセミナーを実施し、刑事手続における通訳の遂行に必要な知識等を修得させ、その育成を図るとともに、民間通訳人の協力を確保するなど、通訳体制の整備・充実を図った。

[平成29年度予算533,223千円の内数]

- ・ 厳格な上陸審査を行うため、全国の主要空海港に配備された高性能の偽変造文書鑑識機器を積極的に活用し、偽変造文書行使者の発見に努めた。

また、本邦に乗り入れる全ての航空機等の旅客等名簿の事前提出を義務付けているほか、平成28年1月から乗客予約記録（PNR）の電子的取得を開始し、当該航空機等の到着前に、要注意人物に対する事前確認を実施するなど、上陸審査に活用した。

更に平成28年10月から、テロリスト等を上陸審査時に確実に発見するため、全国の空海港において、上陸審査時に外国人から提供を受けた顔写真とテロリスト等の顔写真とを照合する取組を開始した。

併せて、上陸申請時に個人識別情報の提供を義務付けており、上陸申請者と旅券名義人との同一人性の確認及び要注意リストとの照合を正確かつ迅速に実施してい

るほか、指紋の偽装に対する取組を強化した。

また、国際刑事警察機構（ICPO）紛失・盗難旅券データベースとの照合を実施したほか、主要空港の直行通過区域におけるパトロール活動を行い、不審者の摘発や監視等を実施した。

〔平成29年度補正後予算19,948,318千円の内数〕

- ・ 首都圏を管轄する東京入国管理局、東海・北陸地区を管轄する名古屋入国管理局及び近畿地区を管轄する大阪入国管理局に設置した摘発方面隊により、摘発をより一層強化した。

〔平成29年度補正後予算19,948,318千円の内数〕

警察庁

- ・ イラン人等外国人薬物密売組織の活動地区に重点を置いた集中的かつ総合的な取締りを実施した。
- ・ 海外の外国人薬物密売組織による薬物密輸に対し、関係県捜査員を動員した情報分析プロジェクトの実施や海外捜査機関との情報共有を強化した。

厚生労働省

- ・ 関係機関と連携して中国人等外国人組織による覚醒剤密輸事犯を摘発するとともに、密売ルート等の解明に努めた。
- ・ 民間人通訳人の協力確保により、通訳体制の整備・充実を図った。

【施策の効果】

法務省

- ・ 平成29年中、本邦在留中に薬物事犯により有罪判決を受けたことを理由に退去強制手続を執った外国人は、前年より28人増加し、260人となった。（5年間で退去強制手続を執った者は1,199人）。
- ・ 首都圏及び近畿・東海・北陸地区においては警察等関係機関とも緊密に連携するなどして入管法違反外国人に対する摘発を強化した結果、平成29年中は全国2,102か所の摘発を実施した。

警察庁・厚生労働省

- ・ 平成29年中、来日外国人の薬物事犯の検挙人員は、前年から119人増加し、653人（うちイラン人は23人）となった。

警察庁

- ・ 平成29年中、薬物の密輸事犯で外国人183人を検挙した。

（2）犯罪収益対策の推進

（薬物犯罪収益等に係る情報集約、分析の強化）

【施策の内容】

警察庁

- ・ 関係機関との連絡会議の開催や人事交流を通じて薬物犯罪収益等に係る情報の集約に努めた。また、外国の資金情報機関（FIU）との疑わしい取引に関する情報に係る情報交換のための枠組みの設定に向けた交渉を推進した。

- ・ 分析ツールの機能向上等、疑わしい取引に関する情報の分析手法の高度化を推進した。また、分析の結果、薬物犯罪等に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認められた疑わしい取引に関する情報を捜査機関等へ提供した。

厚生労働省・海上保安庁

- ・ 薬物犯罪収益等に係る実態解明活動を推進するため、提供を受けた疑わしい取引に関する情報を活用するなどして、薬物犯罪収益等の隠匿・收受行為の発見に努めた。

法務省

- ・ 犯罪収益移転防止法第13条に基づき、薬物犯罪及び薬物犯罪収益等に係るマネー
・ ローンダリング犯罪の捜査に役立てるため、国家公安委員会から提供された疑わしい取引に関する情報を最高検察庁を通じて全国の検察庁へ周知した。

【施策の効果】

警察庁

- ・ 平成29年末現在、101の国・地域のF I Uとの間で情報交換のための枠組みを設定し、同年中の外国F I Uとの情報交換件数は384件であり、関係機関との情報の共有や連携強化、薬物犯罪収益等に係る情報集約等が推進された。
- ・ 疑わしい取引に関する情報を、平成29年中は44万6,085件、捜査機関へ提供した。同年中、都道府県警察が疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件数は、1,097件で、そのうち薬物事犯は42件であり、分析手法の高度化が図られるとともに、薬物事犯の取締りが推進された。

厚生労働省・海上保安庁

- ・ 薬物犯罪収益等に係る情報を集約するなどして、資金面から密売組織の実態解明が推進された。

法務省

- ・ 薬物犯罪収益剥奪に係る麻薬特例法の運用が定着し、暴力団等の薬物密売組織に資金面から一定の打撃を与えた。

(薬物犯罪収益等の剥奪の徹底)

【施策の内容】

警察庁・厚生労働省

- ・ 麻薬特例法第6条及び第7条の適用に努めるとともに、薬物犯罪収益等の確実な剥奪を期すため、麻薬特例法第19条に基づく没収保全命令の活用を努めた。

法務省

- ・ 全国の検察官が出席する会同において、薬物事犯につき、薬物犯罪収益の剥奪の徹底を含めた適切な対応について意識共有を図り、その実施に努めた。

[平成29年度予算533,223千円の内数]

【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

- ・ 平成29年中、麻薬特例法の適用件数は、第6条が7件、第7条が3件、第19条が15件であった。

法務省

- ・ 平成29年に、麻薬特例法第11条等に基づく薬物犯罪収益等の没収規定を36人、同法第13条に基づく薬物犯罪収益等の追徴規定を192人にそれぞれ適用し、言い渡された没収・追徴額の合計は3億5,652万2,895円に上った。

警察庁・法務省・厚生労働省

- ・ 薬物犯罪収益の剥奪に係る麻薬特例法の適用が定着し、薬物犯罪収益等の確実な剥奪を行った結果、暴力団等の薬物密売組織を資金面から弱体化させた。

(薬物犯罪収益等の移転防止に向けた取組の推進)

【施策の内容】

警察庁

- ・ 所管行政庁と連携して、特定事業者を対象とした疑わしい取引の届出等に関する研修会を実施した。

【施策の効果】

警察庁

- ・ 平成29年中、特定事業者から40万43件の疑わしい取引の届け出を受理し、犯罪収益移転防止法に定める措置の適切な履行が図られた。
- ・ 平成29年中、取引時確認義務等に違反している疑いのある特定事業者に対する報告徴収を7件、所管行政庁に対し、特定事業者に対して必要な措置を講じるよう促す意見陳述を7件実施した。

(3) 巧妙化する密売方法への対応

【施策の内容】

警察庁

- ・ 組織犯罪対策要綱等に基づき、インターネット上の薬物関連違法情報等の収集及びインターネットを利用した薬物密売事犯の取締りを推進した。
- ・ インターネット利用による薬物密売に対し、麻薬特例法第9条等各種法令を活用して取締りを徹底するとともに、各種捜査手法の効果的な活用方法について検討を行った。
- ・ 平成18年6月から運用を開始した「インターネット・ホットラインセンター」(IHCC)からの通報、サイバーパトロール等により、薬物密売等に関する情報の把握に努めた。

[平成29年度予算94,911千円]

厚生労働省

- ・ 都道府県警察、税関、海上保安庁及び全国麻薬取締部との連携を強化し、巧妙化する薬物事犯に対し、情報収集体制の強化及び捜査協力体制の確保を図った。
- ・ 麻薬取締部に設置されているサイバー犯罪対策官を中心に、麻薬取締部における

インターネット監視により収集した情報を一元管理することにより、インターネットを利用した密売事犯を効率的に摘発した。

- ・ 犯罪行為を隠匿するためのツールとして仮想通貨やアプリを利用した犯罪手法等、捜査で判明した新たな密売手法についての情報を集約し対策を講じるとともに、関係機関等に対して情報の提供を実施した。
- ・ インターネット利用による薬物密売に対し、効率的な捜査手法の活用に努め、取締りの徹底を図った。

【施策の効果】

警察庁

- ・ 平成29年中、インターネットを利用した薬物密売事犯の検挙事件数は59事件、サイトへの書込者ら72人を検挙し、インターネットを利用した薬物密売事犯の摘発に一定の成果を上げた。【再掲】
- ・ 平成29年中、IHCから、「薬物犯罪等の実行又は規制薬物の濫用を、公然、あり、又は唆す行為」、「規制薬物の広告」、「指定薬物の広告」、「指定薬物等である疑いがある物品の広告」及び「危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告」に関する違法情報について1,199件の通報を受けた。
警察では、IHCから通報される違法情報について、「全国協働捜査方式」による捜査を実施しており、平成29年中は、IHCの情報をもとに規制薬物、指定薬物及び危険ドラッグに係る未承認医薬品関連事件について17件を検挙した。
また、IHCではこれらの情報について、サイト管理者等に対して409件の削除依頼を行った。
- ・ サイバーパトロールやIHCからの通報によりインターネット上における薬物密売等の情報を収集し、情報に基づく捜査を推進したことにより、薬物事犯の取締りが推進された。

厚生労働省

- ・ 各関係機関の連携及び情報収集・管理体制の強化により、捜査協力体制の強化が図られるとともに、情報の一元管理により、携帯電話、インターネットを利用した密売事犯に対し、効率的な摘発を実施した。

(4) 末端乱用者に対する取締りの徹底

【施策の内容】

警察庁・厚生労働省

- ・ 危険ドラッグを含む薬物の需要の根絶を図るため、末端乱用者の取締りを推進した。

警察庁・財務省・厚生労働省

- ・ 末端乱用者の取締りのため、末端乱用者による密輸であっても関係機関と協力して密輸情報等を共有するなど、末端乱用者による密輸事犯に対する捜査を推進した。

警察庁

- ・ 合同・共同捜査を積極的に推進し、関係機関・関係団体等と連携するなど、統一

的な戦略を推進した。

- ・ 危険ドラッグの末端乱用者等に対して、指定薬物に係る医薬品医療機器法違反のほか、麻薬及び向精神薬取締法違反等様々な法令を駆使して取締りを強化した。
- ・ 蛇行運転等の異常な運転行為やこれに伴う事故については、危険ドラッグの使用の疑いがあることを念頭に危険運転致死傷罪等あらゆる法令の適用を視野に入れた厳正な取締り・交通事故事件捜査を推進した。

厚生労働省

- ・ 麻薬取締部に相談窓口（相談専用回線・来所相談）を設けるとともに、相談員を配備することにより、乱用者本人、家族等からの相談に随時対応した。
- ・ 危険ドラッグ事犯の減少に伴い、再び増加傾向にある大麻事犯について、取締りを強化した。

財務省

- ・ 大麻種子の不法栽培等を阻止するため、大麻種子の水際取締りの徹底に努めた。
- ・ 学校等へ税関職員を派遣し、講演会や税関見学会等の広報啓発活動を行った。なお、税関見学会等においては、薬物乱用防止を含めた社会悪物品等の密輸防止啓発ビデオを上映するとともに、模造麻薬見本や密輸手口の写真パネルを展示した。
- ・ 学校等へ税関職員を派遣して行う薬物乱用防止教室や税関見学会等において、危険ドラッグの人体への悪影響や危険性について注意喚起を行った。【再掲】
- ・ 税関ホームページや税関ツイッター等を活用し、海外旅行者等に向け、危険ドラッグの危険性について注意喚起を行うとともに、政府の取組の周知を行った。【再掲】

厚生労働省・内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省

- ・ 都道府県・指定都市及び関係機関等に対し、各種運動・月間等における薬物乱用防止に係る広報啓発活動の充実強化について依頼し、大麻や危険ドラッグ等、若年層に広がりを見せる薬物を始めとする薬物乱用の危険性・有害性に関する正しい知識の周知徹底、青少年に対する広報啓発活動の強化、薬物再乱用防止対策の充実強化及び相談窓口の周知徹底等を図った。【再掲】

【施策の効果】

警察庁

- ・ 統一的な戦略による取締りを重点的に推進した結果、平成29年中、薬物事犯者13,542人（うち覚醒剤事犯10,113人、大麻事犯3,008人）を検挙し、薬物の需要の根絶に一定の成果を上げた。
- ・ 平成29年中、危険ドラッグ関連事件を628事件、651人検挙し、そのうち乱用者側を588事件、605人検挙した。
- ・ 蛇行運転等の異常な運転行為やこれに伴う事故について、危険ドラッグの使用の疑いがあることを念頭に危険運転致死傷罪等あらゆる法令の適用を視野に入れた厳正な取締り・交通事故事件捜査を推進した結果、平成29年中、危険ドラッグに係る道路交通法違反を1件、1人検挙した。

厚生労働省

- ・ 麻薬取締部間での協力捜査を実施することなどにより、平成29年中、薬物事犯者549人を検挙し、うち危険ドラッグ事犯者（医薬品医療機器法違反者）は75人であった。
- ・ 広報啓発活動を推進することにより、薬物に関する正しい知識の普及に努めた。
- ・ 大麻事犯の取締りを強化したことにより、平成29年中209人を検挙した。

財務省

- ・ 水際取締りの徹底により、大麻種子の密輸阻止に一定の成果を挙げた。
- ・ 講演会や税関見学会等を通じた国民に対する薬物乱用防止に関する広報啓発の充実により、薬物乱用を拒絶する規範意識を有する社会の形成促進に貢献した。
- ・ 危険ドラッグの人体への悪影響や危険性について、薬物乱用防止教室等を通じた注意喚起により、啓発の強化が図られた。
- ・ 平成29年において、指定薬物密輸入事犯を274件摘発した。

厚生労働省・内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省

- ・ 各種啓発活動、多様な媒体を活用した広報活動等において、薬物乱用の実態や危険性、相談窓口の周知等を積極的に展開したことにより、国民の規範意識や薬物根絶意識の醸成が図られた。【再掲】

（５）正規流通への監督の徹底

【施策の内容】

厚生労働省

- ・ 医療用に使用される麻薬、向精神薬等の不正流通を防止するため、都道府県薬務主管課とともに、医療機関等への立入検査を実施し、医療機関、取扱業者、薬局等への指導監督を実施した。
- ・ 医療機関等への立入検査で発覚した麻薬、向精神薬事犯等について、都道府県の麻薬取締員と麻薬取締部が合同で捜査を実施した。
- ・ 覚醒剤や麻薬・向精神薬の原料等が不正に輸出入されないことがないよう、また、不正に薬物事犯者の手に渡ることがないよう、取扱事業者等へ取締りに関する講習会を行うなど、指導監督・取締りを強化した。

【施策の効果】

厚生労働省

- ・ 麻薬取締部は、都道府県麻薬取締員等と協力して、正規流通麻薬等の監視を実施し、平成29年中、麻薬取扱業務所550件、向精神薬取扱業務所624件、覚醒剤取扱業務所485件への立入検査を実施し、不適切な麻薬、向精神薬等の取扱いを確認した場合は、指導・監督等を徹底した。
- ・ 指導・監視の過程で発覚した不正流通事犯については、原因を究明し、違反者に対しては捜査を実施するなど厳正に対処し、再発防止に努めた。

（６）関係機関の連携強化

【施策の内容】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 関係機関による合同捜査を実施するなど、連携した取締りを推進した。
- ・ 密輸入情報の入手段階から関係機関による合同捜査を推進し、薬物密輸組織及び薬物密輸ルート of 徹底解明に努めた。
- ・ 関係機関間の人事交流、研修への相互派遣及び合同訓練を推進し、関係機関の連携の強化を図った。

厚生労働省・財務省・警察庁・法務省・海上保安庁

- ・ 「薬物対策関係取締機関情報交換会」、「地区麻薬取締協議会」及び「密輸出入取締対策会議」等を通じて関係機関間の情報交換を促進し、情報の共有化を図った。

厚生労働省

- ・ 「麻薬取締職員会議」等を通じて都道府県麻薬取締員と情報交換を行うなどして連携強化を図った。

【施策の効果】

警察庁・法務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 情報交換等の推進等により、関係機関の連携強化等が図られ、覚醒剤等の密輸入事犯を摘発するなど、一定の成果を上げた。

法務省

- ・ 関係機関との合同取締りを推進するなどして、全国2,102か所において、入管法違反外国人等の摘発を実施した。
〔平成29年度補正後予算19,948,318千円の内数〕

(7) 危険ドラッグ等、多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化

(指定薬物への迅速かつ効果的な指定の推進)

【施策の内容】

厚生労働省

- ・ インターネット監視や買い上げ調査、関係機関からの情報提供等を通じて、新たに流通している危険ドラッグの把握に努めるとともに、国内流通前の物質についての情報も積極的に収集した。
- ・ 精神毒性の確認された物質について、速やかに指定薬物部会を開催して審議することで、迅速に指定薬物に指定した。
- ・ パブリックコメントの省略、指定薬物省令の公布から施行までの期間を短縮することなどを継続することにより、指定薬物の迅速指定に努めた。
- ・ 指定薬物の迅速指定等を行うほか、麻薬と同種の乱用のおそれのある物質については指定薬物から麻薬に格上げ指定するなど規制を強化した。
- ・ 都道府県の地方衛生研究所の分析担当者に対して、指定薬物の分析研修会を実施した。

警察庁

- ・ 都道府県警察科学捜査研究所への分析機器等の配備に努めるとともに、分析結果をまとめたデータベースを配布することで、鑑定の高度化を図った。

[平成29年度予算240,072千円]

- ・ 捜査の過程で押収した国内において乱用が懸念される特異な薬物等について、厚生労働省に情報提供を行うなど、指定薬物への迅速な指定に向けた対策を講じた。

財務省

- ・ 麻薬や指定薬物等に類似の性質をもつ物品を税関検査で発見した場合には、厚生労働省に情報提供し、指定薬物の迅速な指定に向けた支援を行った。
- ・ 税関職員向けの内部ウェブサイトにて、危険ドラッグの概要について商品の例等を用いながら説明する資料を掲載した。更に、税関職員に対する研修において、本緊急対策の概要や税関での取締りの徹底等についての講習を行った。

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 新たに指定された指定薬物等について、合同会議の開催等により、関係省庁間で迅速な情報共有を行ったほか、地方においても取締方策等について意見交換を行うなど、関係省庁間における連携・情報共有の一層の強化を図った。

【施策の効果】

厚生労働省

- ・ 指定薬物への指定の迅速化により、平成29年度は19物質を新たに指定薬物に指定し、その数は平成30年3月末時点で2,373物質となるなど、効果的な指定が推進された。
- ・ 平成29年度は5回、指定薬物部会を開催し、指定薬物の迅速指定が実施されたことにより、危険ドラッグ販売業者に対する効果的な取締りが推進された。
- ・ 違法ドラッグデータ検索システムの更新により、関連機関における国内に流通する指定薬物の最新情報の共有が図られた。
- ・ 平成29年7月には、既に指定薬物として規制されていたものの、麻薬と同種の乱用のおそれのある8物質（通称名APINACA N-(5-fluoropentyl)誘導体、4-MEC、U-47700、Ethylphenidate、Butyrfentanyl、Pentedrone、MDMB-CHMICA、Methiopropamine）を麻薬に指定し規制強化を図った。
- ・ 新たに流通が確認された覚醒剤類似物質等について、迅速に指定薬物へ指定したことで取締りが強化された。

警察庁

- ・ 鑑定機器の高度化に加え、指定薬物鑑定用標準品及びデータベースの充実により、迅速かつ効率的な鑑定体制の構築を図った。
- ・ 核磁気共鳴装置の導入及びフーリエ変換赤外分光装置の更新整備により、都道府県警察科学捜査研究所における危険ドラッグの鑑定の高度化を図った。
- ・ 捜査の過程で押収した国内において乱用が懸念される特異な薬物等について、厚生労働省に情報提供を行った結果、指定薬物への迅速な指定が行われ、効果的な取締りが推進された。

財務省

- ・ 税関検査で発見した物品について、厚生労働省に情報提供を行った結果、指定薬物への迅速な指定が行われ、効果的な取締りが推進された。

(販売業者に対する監視・取締りの強化)

【施策の内容】

警察庁・厚生労働省

- ・ 都道府県警察、地方厚生局麻薬取締部及び都道府県薬務主管部局が連携を強化し、インターネット等を利用して危険ドラッグを販売する業者等に対する取締りを実施した。

警察庁

- ・ 宅地建物取引業協会等と連携し、建物賃貸借契約書に違法薬物に関する契約禁止事項を盛り込むよう要請するなど申し合わせ、協定を締結した。

厚生労働省

- ・ 危険ドラッグを無承認医薬品として取締るための基準を活用し、指定薬物事犯の取締り以外での危険ドラッグ事犯の取締りを継続して推進した。

財務省・厚生労働省

- ・ 医薬品医療機器等法における「指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品」を税関が発見した場合には、当該物品の情報を厚生労働省に提供し、厚生労働省による迅速な検査命令等の支援に努めた。
- ・ 指定薬物について、その不正輸入に対する抑止効果を高めることを目指し、関係機関と連携のうえ、厳正な水際取締りを実施した。

消費者庁

- ・ 危険ドラッグの通信販売サイトについて、特定商取引法上の表示義務の遵守状況を調査し、同法の表示義務に違反しているおそれのあるサイトの運営業者に対し、表示の是正要請を行った。

法務省

- ・ 全国の検察官が出席する会同等を通じて、危険ドラッグ事犯に対する関係法令の積極的な活用を推奨し、危険ドラッグの製造・販売業者等に対する徹底した捜査の実施と厳正な処分及び科刑の実現に努めた。

【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

- ・ インターネットを用いて販売する業者や客からの連絡により危険ドラッグを配達するデリバリー販売業者、その他危険ドラッグの密売組織や密売人について積極的な捜査を行い、潜在化する危険ドラッグの供給ルートの発掘、遮断に一定の効果を上げた。

警察庁

- ・ 平成29年中、危険ドラッグ関連事件を628事件、651人検挙し、そのうち供給者側を40事件、46人検挙した。
また、供給者側の密輸入事件を5事件検挙し、一定の成果を上げた。
- ・ 宅地建物取引業協会等と連携し、建物賃貸借契約書に違法薬物に関する契約禁止事項を盛り込むよう要請することなどを申し合わせ、協定を締結した結果、違法薬

物の店舗開業阻止に向けた基盤の構築が図られた。

厚生労働省

- ・ 危険ドラッグ販売業者等に対する積極的な捜査を実施し、医薬品医療機器等法違反で平成29年中に88事件、75人を検挙した。

財務省・厚生労働省

- ・ 関係機関との連携に基づき、財務省から情報提供を受け、厚生労働省では、平成30年3月末時点で、輸入される危険ドラッグ95物品を医薬品医療機器等法に基づく検査命令等の対象と判断し、輸入通関手続きを差し止め、うち23物品の輸入者に対して検査命令等を実施するなど、危険ドラッグに対する輸入阻止の徹底が図られた。

消費者庁

- ・ 危険ドラッグの通信販売サイトについて、平成25年1月以降、特定商取引法上の表示義務の遵守状況を調査し、同法の表示義務に違反しているおそれのある241サイトの運営業者に対し、表示の是正要請を行い、116サイトを閉鎖又は販売停止させ、消費者が容易に危険ドラッグを入手できる機会を減少させた。

法務省

- ・ 危険ドラッグの製造・販売事案について、医薬品医療機器等法の指定薬物に係る罰則規定や医薬品に係る罰則規定を活用して厳正な処分が行われた。

【まとめと今後の課題】

暴力団、外国人薬物密売組織等の壊滅に向け、統一的な戦略に基づいた取締りの推進、取締り体制の強化、薬物密売組織の中枢に位置する者に対する取締りの徹底、麻薬特例法の活用等による厳正な科刑の獲得、各種捜査手法の活用等の組織犯罪対策を推進するとともに、薬物犯罪収益の剥奪の徹底等の犯罪収益対策を強力に推進した。

その結果、首領・幹部を含む暴力団関係者、外国人密売組織関係者等を薬物事犯で多数検挙するとともに、犯罪収益の没収・追徴を行ったことにより、薬物密売組織を人的・資金面から弱体化させた。

しかし、規制薬物等の供給網を遮断するためには、海外の薬物密売組織や犯罪インフラを提供する外国人等に関する実態を把握し、これら組織と暴力団との結節点を解明する必要がある。

また、インターネット等を利用した薬物密売事犯に対しては、サイバーパトロールを積極的かつ効果的に実施し、「全国協働捜査方式」による捜査や違法情報の削除要請等を引き続き推進する必要がある。

薬物需要の根絶については、末端乱用者に対する取締りを徹底し、多数の末端乱用者を検挙した結果、覚醒剤事犯検挙人員は依然として1万人を超え、大麻事犯検挙人員は3,200人を超えて過去最多となるなど、国内における根強い薬物需要がうかがわれることから、取締りを一層強化する必要がある。

特に大麻事犯については若年層を中心に増加し、大麻の危険性・有害性を軽視している傾向がうかがわれるとともに、暴力団による組織力を背景にした大麻栽培事犯が増加している状況から、供給者側及び乱用者に対する取締りを強化するとともに、その危険性・有害性に対する正しい知識を的確に発信していく必要がある。

危険ドラッグ対策については、危険ドラッグがインターネットを利用して密売されている実態がみられることから、インターネット広告の監視、物品の買い上げ調査等を通じて、その流通実態の把握に努めるとともに、関係機関が連携を強化し、引き続き、様々な法令を駆使した取締りを推進する必要がある。

また、新たに流通が確認された物質については、医薬品医療機器等法の指定薬物への迅速な指定を行うなど、引き続き規制を強化していく必要がある。

さらに、向精神薬や覚醒剤等の原料が不正に流通し、薬物事犯者の手に渡ることがないよう、医療機関や取扱業者等の指導監督・密造事犯の取締りを徹底する必要がある。

今後も、薬物の供給側である薬物密売組織の壊滅による薬物供給の遮断と末端乱用者の取締りによる薬物需要の根絶に向け、関係省庁・関係団体の緊密な連携の下、総合的な対策を推進していく必要がある。

目標 4

水際対策の徹底による薬物の国内流入の阻止

(1) 密輸等に関する情報収集の強化

(民間からの情報収集の強化)

【施策の内容】

警察庁・財務省

- ・ ウェブサイト等を活用し、いわゆる「運び屋」方式等の密輸入事犯を抑止するための広報を行うとともに、関係機関合同による街頭キャンペーンを実施し、国民の理解と協力を求めた。

警察庁

- ・ 漁業関係者等の関係業界との水際監視協力員研修会等を通じて協力依頼を行い、密輸関連情報の提供を呼びかけた。

財務省

- ・ 密輸情報提供リーフレットや密輸ダイヤル周知CM等の活用により、密輸ダイヤル「0120-461-961」を積極的に広報し、薬物等を含めた密輸入情報の提供を広く呼びかけた。また、各所等において密輸情報提供用のリーフレットを配布し、広報啓発活動を行った。
- ・ 覚醒剤等の社会悪物品の密輸入防止に関する情報提供等を目的とした税関展等を開催するとともに、税関のウェブサイトや税関のツイッター等を活用し、薬物摘発を含めた各税関の事件発表を周知する等、広く一般国民に対して税関における水際取締対策等を広報した。
- ・ 財務省及び各税関において「密輸防止に関する覚書」(MOU)等を締結している関係業界団体に対し、薬物等の密輸入情報の提供を依頼し、その入手に努めた。
- ・ 通関業者、船舶代理店等の関係業者に対して、各種会合等を通じて、情報提供等の協力依頼を行い、不審情報の通報を促進した。
- ・ 漁港等に税関職員を派遣して、漁協、地域住民及び同地域に配置している税関協力員等に対し、薬物等の密輸入情報提供の依頼を行うとともに、不審船舶等に係る情報収集を実施した。

海上保安庁

- ・ 「緊急通報用電話番号118番」を積極的に広報し、薬物事犯等の情報提供を一般国民に対して広く呼びかけたほか、海事・漁業関係者等に対して、薬物事犯に係る情報の提供依頼等を行った。

【施策の効果】

警察庁・財務省・海上保安庁

- ・ 関係機関が広報活動を実施し、情報窓口に対する国民の認識が広まったこと等により、一般市民、海事・漁業関係者や関係団体等から不審情報をはじめとする様々

な参考情報が寄せられるなど、情報収集活動を推進した。

(組織・装備の強化)

【施策の内容】

警察庁

- ・ 組織犯罪対策要綱に基づき、合同・共同捜査を積極的に推進し、関係機関・関係団体等と連携するなど、一体的かつ効果的な組織犯罪対策を推進した。

財務省

- ・ 密輸取締強化のため、必要な人員の確保に努めた。
- ・ 犯則調査センター室（東京税関）、税関情報監理官（東京税関）及び監視取締センター室（横浜税関）において、情報収集及び監視取締体制の充実を図った。

厚生労働省

- ・ 密輸事件に関する情報収集体制の強化を図り、関係機関と連携するなど、密輸事犯の取締り体制の強化を図った。

海上保安庁

- ・ 海上・沿岸等における取締体制の強化等のため、平成29年度には海上保安庁職員を増員するとともに、捜査資機材等を整備した。
- ・ 薬物等の密輸入対策の強化のため、情報収集・分析等の捜査資機材の充実強化を図った。

【施策の効果】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 統一的戦略の強化、情報収集体制の強化、必要な人員の増員や捜査資機材の整備等を行ったことにより、薬物密輸に関する情報収集活動、取締体制の強化が図られ、薬物犯罪組織の実態解明が促進されるとともに、相当量の薬物を摘発するなど、一定の成果を得た。

(原料物質の輸出入対策・管理体制の強化)

【施策の内容】

厚生労働省・経済産業省

- ・ 原料物質に係る輸出入の動向等について、国際麻薬統制委員会（INCB）との間で情報交換を行うとともに、INCBの要請に基づき、麻薬新条約付表Ⅰ及び付表Ⅱに掲げられている物質について、仕向国、仕出国、我が国から輸出される物質の用途を報告した。

厚生労働省

- ・ INCBが実施する輸出事前通告制度に参加することにより、INCBとの連携強化に努め、対応の可能性がある原料物質の情報収集に努めた。
- ・ 関係国に麻薬取締官を派遣することや国際会議への参加を通じて、薬物及びその原料物質等の動向に関する情報交換を実施し、密輸出入対策の強化を図った。

経済産業省

- ・ 麻薬新条約上、国際的な流通管理を実施すべきと定められている原料物質について、関係法令に基づき、国際会議等を通じた情報も踏まえながら、輸出審査を厳格に実施した。
- ・ 麻薬新条約における原料物質の新規追加等に係る国際動向及び我が国における貿易管理の取組状況について講演会を開催し、輸出事業者等に対し、法律に基づく管理に加え、事業者における自主管理の徹底を要請した。
〔平成29年度参加者数：85社110名〕

【施策の効果】

厚生労働省・経済産業省

- ・ 我が国から輸出される原料物質について、用途・需要者を厳格に審査することにより麻薬製造に使われることを抑止した。
- ・ 我が国の麻薬原料の輸出入に関する情報に関して、I N C Bとの共有が図られた。
- ・ 原料物質の輸出入対策に係る各国・国際機関の連携強化により、乱用薬物の密造対策を推進した。

厚生労働省

- ・ 規制薬物の国際的な情報収集及び情報提供を行うことで、関係国との連携が図られ、密輸出入対策が強化された。

経済産業省

- ・ 麻薬原料物質に関する貿易管理の重要性に関し、我が国の主たる輸出事業者等の一層の意識向上が図られた。

(2) 密輸取締体制の強化・充実

(関係機関の連携強化)

【施策の内容】

警察庁・法務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 密輸出入取締対策会議、薬物対策関係取締機関情報交換会等を開催し、意見・情報交換を実施したことにより、密輸情勢に関する情報等の一層の共有化を図った。

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 現場レベルでの情報交換をより一層推進し、合同による立入検査、張込み等を行うなど連携強化を図った。
- ・ 薬物密輸入事犯を想定した合同取締訓練を実施し、関係機関の連携強化及び取締能力の向上を図った。

総務省・財務省

- ・ 国際郵便物の検査に係る現場レベルでの一層の連携強化が図られ、税関による国際郵便物の検査が効果的に行われるよう、日本郵便株式会社に対し協力を要請した。

警察庁

- ・ 捜査の過程で押収した国内において乱用が懸念される特異な薬物等については、国内関係省庁間において迅速に情報共有を図り、国内流入阻止に向けた対策を講じた。

財務省・厚生労働省

- ・ 医薬品医療機器法における「指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品」を税関が発見した場合には、税関は当該物品の情報を厚生労働省に提供し、情報提供を受けた厚生労働省は迅速な検査命令等に努めた。

【再掲】

厚生労働省・警察庁・財務省

- ・ 地方厚生局麻薬取締部、都道府県警察、税関が連携して、麻薬や指定薬物を含有する危険ドラッグの水際取締りを実施した。

厚生労働省・警察庁・財務省・海上保安庁

- ・ 新たに指定された指定薬物等について、合同会議の開催等により、関係省庁間で迅速な情報共有がなされたほか、地方においても取締対策等について意見交換がなされるなど、関係省庁間における連携・情報共有の一層の強化が図られた。【再掲】

財務省

- ・ 指定薬物について、その不正輸入に対する抑止効果を高めることを目指し、関係機関と連携のうえ、厳正な水際取締りを実施した。【再掲】

厚生労働省

- ・ 関係機関からの情報提供等を通じて、新たに流通している危険ドラッグを把握し、指定薬物に指定した。

【施策の効果】

警察庁・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 定期的開催される密輸出入取締対策会議等を通じ、最新の密輸情勢や犯罪情勢等について情報の共有が進んだ。

また、密輸入情報の入手段階から、合同による捜査・調査を進め、商業貨物や船舶を利用した覚醒剤密輸入事件を摘発した。

さらに、日本郵便株式会社の国際郵便関係施設内において、X線検査装置等の設置場所の提供、税関からの要請に応じた郵便物の差出国別提示等の協力が行われた。

財務省

- ・ 平成29年において、指定薬物密輸入事犯を274件摘発した。【再掲】

財務省・厚生労働省

- ・ 関係機関との連携に基づき、財務省から情報提供を受け、厚生労働省では、平成30年3月末時点で、輸入される危険ドラッグ95物品を医薬品医療機器法に基づく検査命令等の対象と判断し、輸入通関手続きを差し止め、うち23物品の輸入者に対して検査命令等を実施するなど、危険ドラッグに対する輸入阻止の徹底が図られた。

【再掲】

厚生労働省

- ・ 新たに流通が確認された覚醒剤類似物質等について、関係機関と対応を協議の上、迅速に指定薬物に指定したことで取締りが強化された。【再掲】

(海上、港湾等監視・取締体制の強化)

【施策の内容】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁・法務省

- ・ 沿岸や港湾における監視体制を強化するとともに、不審者・不審な貨物や船舶に関する情報の収集に努めた。

財務省

- ・ 密輸取締り強化のため、必要な人員の確保に努めるとともに、X線検査装置等の取締・検査機器を整備し、監視取締体制の充実を図った。

海上保安庁

- ・ メキシコ及び中国等の薬物が積み出されるおそれの高い国や地域と関連を有する船舶等に対する立入検査、監視等を実施した。
- ・ 海上・沿岸等における取締体制の強化等のため、海上保安庁職員の増員や監視能力等を向上させた巡視船艇、航空機等を配備した。

厚生労働省

- ・ 巧妙化する薬物密輸事犯に機動的に対処するべく、麻薬取締部に密輸対策官を設置する等、組織体制の強化を図るとともに、関係機関と連携し、組織犯罪への取締りを推進した。

【施策の効果】

財務省・厚生労働省・海上保安庁・警察庁・法務省

- ・ 必要な人員の確保、巡視船艇及び航空機の配備、X線検査装置等の取締・検査機器の充実・強化により、港湾等における監視・取締体制等の強化が図られた。
- ・ 関係機関の合同船内検査・合同捜査により、取締りの強化が図られた。
- ・ 関係機関と要注意船舶、要注意船員等の情報交換を積極的に行い、現場において合同監視・取締りを実施した結果、覚醒剤密輸入事犯を摘発するに至った。

(密輸リスクに対応した取締りの実施)

【施策の内容】

警察庁

- ・ 組織犯罪対策要綱に基づき、合同・共同捜査を積極的に推進し、関係機関・関係団体等と連携するなど、一体的かつ効果的な組織犯罪対策を推進した。【再掲】

財務省

- ・ 船舶等が我が国へ到着する前に報告された輸入貨物に関する情報等を活用して、外国貨物が本邦の港に船卸しされる前の段階等から、検査対象を的確に絞り込むとともに、大型X線検査装置等の取締・検査機器の有効活用により、重点的かつ効率的な検査を実施した。
- ・ 航空機旅客について、税関が入手している事前旅客情報、乗客予約記録等を活用し、効果的・効率的な取締りを実施した。また、乗客予約記録については、電子的報告を推進するため、航空会社等に対する働きかけを行った。
- ・ 本邦への入港前に報告された船舶・航空機の旅客及び乗組員に関する情報を活用して、検査対象者の効果的な絞り込みを図るとともに、X線検査装置等の取締・検

査機器の有効活用により、入国旅客等の携帯品に対して重点的かつ効率的な検査を実施した。

〔平成29年度予算12,361,187千円の内数、平成29年度第1次補正予算850,604千円の内数〕

- ・ 犯則調査センター室（東京税関）、税関情報監理官（東京税関）及び監視取締センター室（横浜税関）において、情報収集及び監視取締体制の充実を図った。【再掲】

海上保安庁

- ・ 関係機関と連携協力し、組織犯罪への取締りを推進した。
- ・ 要注意船舶、要注意船員等に関するデータベースの充実を図るとともに、対象船舶の絞込みを行い、効果的な監視・取締りを実施した。

【施策の効果】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 統一的戦略の強化、情報収集体制の強化、必要な人員の増員や捜査資機材の整備等を行ったことにより、薬物密輸に関する情報収集活動、取締体制の強化が図られ、薬物犯罪組織の実態解明が促進されるとともに、相当量の薬物を摘発するなど、一定の成果を得た。【再掲】

財務省

- ・ 本邦への入港前に報告された航空機の旅客に関する事前旅客情報、乗客予約記録等を活用して、携帯品等に隠匿されていた薬物の密輸入事犯を摘発するなど相当の成果を上げた。

（密輸手口の大口・巧妙化に対応した取締機器の増強・開発等）

【施策の内容】

財務省

- ・ X線検査装置をはじめとする取締・検査機器について、配備換えなどにより有効活用を図った。
- ・ 新たな密輸手口に対処するため、既存の機器では検査困難な貨物に対する新たな探知技術の導入及び探知性能の向上等を目的とした調査・研究を実施した。

財務省・海上保安庁

- ・ 監視用車両等の必要な資機材の整備を図った。

【施策の効果】

財務省・海上保安庁

- ・ 取締・検査機器、資機材の適正な配備により、薬物密輸の取締体制が強化され、より効果的・効率的な取締りが可能となった。

（様々な捜査手法の活用）

【施策の内容】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 関係機関合同で、様々な捜査手法を活用し、薬物密輸入事犯の取締りを実施した。

警察庁・財務省・海上保安庁

- ・ 各種捜査手法を活用した合同訓練を実施し、関係機関の連携強化及び取締能力の向上を図った。

財務省

- ・ 外国税関等から特異な密輸入事例や新たな密輸手口等の情報を入手して、我が国における密輸リスクの分析を行い、取締りの強化を図った。

厚生労働省

- ・ 国際会議において、原料物質の仕出国、中継国等の関係国の原料規制担当者と積極的に情報交換を行い、仕出国、中継国等の解明を行った。

海上保安庁

- ・ 要注意船舶及び要注意船員のデータベースを利用した分析や継続的な追跡調査により、監視活動を効果的に実施した。

【施策の効果】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 各種捜査手法を活用した取締りや関係取締機関の連携強化により、多くの薬物密輸入事犯を摘発するとともに、密輸・密売組織を解明した。
- ・ 関係機関の保有するデータベースを利用し、要注意船舶や要注意船員の追跡調査を効果的に行い、覚醒剤等の薬物密輸事件の摘発強化が図られた。

【まとめと今後の課題】

平成29年中の薬物密輸入事犯の検挙件数は、327件（前年比+107件、+48.6%）、検挙人員は、316人（前年比+69人、+27.9%）であった。薬物事犯別では、覚醒剤事犯の検挙件数は、130件（前年比+45件、+52.9%）、検挙人員は、159人（前年比+51人、+47.2%）と増加するとともに、大麻事犯の検挙件数も、89件（前年比+40件、+81.6%）、検挙人員は、77人（前年比+25人、+48.1%）増加し、麻薬・向精神薬事犯の検挙件数は108件（前年比+22件、+25.6%）、検挙人員80人（前年比-7人、-8.0%）となった。

税関における平成29年中の薬物密輸入の摘発件数は784件（前年比12%減）、押収量は約1,379kg（前年比16%減）といずれも減少したが、摘発件数については過去3番目、押収量については過去4番目と、依然として深刻な状況となっている。

このうち、覚醒剤密輸入事犯は、151件（前年比45%増）と大幅に増加した。また、押収量は約1,159kg（前年比23%減）と、過去最高を記録した前年から減少したものの、2年連続で1トンを超えた。

その密輸形態をみると、摘発件数・押収量ともに、航空機旅客等及び国際郵便物による密輸入が増加した。商業貨物等及び船員等による密輸入が減少したが、押収量は引き続き高水準となった。

覚醒剤の密輸手口をみると、航空機旅客がスーツケースや土産品等を工作して隠匿する従来の手口に加え、海上コンテナ貨物による商業輸入への偽装や洋上取引によって一度に

大量の覚醒剤を密輸しようとするなど大口事犯の摘発が続いている。また、覚せい剤取締法に規制されない化学構造に一時的に変化させた不正薬物を密輸しようとする事案が見受けられる。

こうした覚醒剤密輸事件の摘発状況にも関わらず、末端価格は横ばいで推移しており、国内における覚醒剤の安定した供給がうかがえる。

このため、国内関係機関は緊密に連携しながら、密輸の水際での阻止に向けた各種取組みを推進し、巡視船艇・航空機による重点的な取締り、情報収集の強化、各種捜査手法の効果的活用、悪質・巧妙化する密輸事犯に的確に対応するための体制の強化、装備資機材の拡充・高度化等を図っていく必要がある。

また、麻薬密造への不正使用を阻止するため、麻薬原料物質の輸出についても、適切な貿易管理を実施していく必要がある。さらに、密輸仕出国の郵政関係機関における利用者への郵送禁制品の周知及び引受け検査の徹底、本邦での税関に差し押さえられた郵便物に関する情報の共有等のため、郵政関係機関相互間での緊密な連携を引き続き図ることが必要である。

目標 5

薬物密輸阻止に向けた国際的な連携・協力の推進

(1) 多様化する密輸ルート の 解明 と 海空路 による 密輸 への 対応 の 充実 強化

(国際的な取締体制の構築)

【施策の内容】

財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 仕出国・地域及びその周辺国・地域へ職員を派遣し、情報収集等を行うとともに、派遣国及びその周辺国との協力関係を構築したほか、過去に摘発した密輸入事犯の事実関係等の確認を行った。

警察庁

- ・ 仕出国・地域及びその他の周辺国等との情報交換を強化し、密輸取締りのための国際的な共同オペレーションの進展を図ったほか、組織的な薬物の密輸・密売を含む組織犯罪に対処するため、平成29年12月「東アジア地域組織犯罪対策代表者会議」を開催し（平成16年から毎年開催）、参加国との間で情報交換を行うとともに、「薬物密輸・密売組織対策」をテーマとした発表・討議を実施し、参加国の薬物密輸対策における協力体制の強化を図った。

[平成29年度予算6,178千円]

- ・ アジア・太平洋地域を中心とした覚醒剤・危険ドラッグ（NPS）等の薬物取締りに関する討議を行うとともに、捜査協力体制の構築を図ることを目的として、平成30年2月、アジア・太平洋諸国のほか、ヨーロッパ諸国等30か国・2地域・4国際機関の参加を得て、「アジア・太平洋薬物取締会議（ADEC）」を開催した。

[平成29年度予算14,284千円]

財務省

- ・ 国際会議等の機会を利用して薬物等の密輸入情報等を収集するとともに、情報交換のための国際的なネットワーク作りに努めたほか、各国税関当局との情報交換のコンタクトポイントである東京税関調査部国際情報センター室を通じ、世界税関機構（WCO）やアジア・大洋州地域情報連絡事務所（RILO A/P）が実施する取締プロジェクトに積極的に参加し、国際的な取締体制の構築に努めた。
- ・ 薬物を含む密輸の取締りに資する情報分析能力の強化等を目的に、開発途上国の税関職員を対象として、我が国において、あるいは我が国税関職員を海外派遣し、研修を実施した。さらに、航空機旅客による不正薬物等の密輸摘発を主眼として、WCOとの連携により国際協働オペレーションを主導した。

厚生労働省

- ・ 2月にタイ・バンコクで開催された国際麻薬統制委員会（INCB）主催による関係国で原料規制対策を議論する原料タスクフォース会合及び危険ドラッグ（NPS）対策を議論するNPSタスクフォース会合に出席し、日本の危険ドラッグ

規制についてプレゼンテーションを行った。

海上保安庁

- ・ 薬物の仕出地又は中継地となっている国・地域及びその周辺諸国へ職員を派遣し、情報収集等を行い、関係機関との協力関係を強化するとともに、新たな機関との協力関係を構築した。

総務省

- ・ 万国郵便連合（UPU）国際事務局に対し、特に近年我が国において危険ドラッグが社会問題化している点を強調した上で、麻薬等の密輸防止のための郵便物の引受検査徹底等の依頼を各加盟国の郵便事業体に周知するよう要請した。

【施策の効果】

警察庁・財務省・海上保安庁

- ・ 海外関係当局との間に設定した連絡窓口等を通じた情報交換により、各国の薬物情勢等に関する情報及び具体的な薬物密輸情報を入手するに至ったほか、薬物密輸ルートに関係国・地域へ職員を派遣し、派遣先の当局とのコンタクトポイントの確立や関係強化が図られたことで、我が国へ向けて密輸出される薬物の取締りについての派遣国・地域での意識が向上した。

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 関係各国等との積極的な情報交換、研修及び会議への関係各国等の職員の招へい、関係各国等への職員の派遣等により、関係各国等との協力関係の強化が図られ、国際的な取締体制の構築が促進されるとともに、実際に薬物密輸事犯を検挙するなどの成果が得られた。

総務省

- ・ 我が国からの要請を受け、万国郵便連合（UPU）国際事務局から、各加盟国及びその郵便事業体に対し、回章（加盟国の郵政関係機関からの要請に基づき、郵便業務の問題等に関する情報を各加盟国の郵政関係機関に通報するための文書）により周知が行われた。

（密輸組織の実態解明と取締方策の充実）

【施策の内容】

海上保安庁・財務省

- ・ 密輸入情報入手段階から合同で捜査・調査を進め、背後関係を含めた薬物密輸組織及び薬物密輸ルートの徹底解明に努めたほか、洋上取引等による薬物の密輸入を想定した合同取締訓練を実施した。

海上保安庁

- ・ 新たな形態で日本に持ち込まれる薬物の発見等のために、最新の密輸手口、薬物情勢等について担当職員に周知するとともに、巡視船艇・航空機による連携により洋上における監視・取締りを効果的に実施した。

警察庁・財務省・厚生労働省

- ・ 各種国際会議や個別事件に関する海外出張等により、外国捜査機関との情報交換

を積極的に行ったほか、密輸手口に応じた効果的な取締り及び捜査手法に関して、関係機関等と討議、研究を行った。

【施策の効果】

海上保安庁・財務省

- ・ 関係機関と要注意国来の密売組織員、運び屋、貨物等についての情報交換を積極的に行った結果、密輸を敢行した運び屋の検挙、輸入貨物内等の隠匿薬物の発見に至った。

海上保安庁

- ・ 関係機関と要注意船舶、要注意船員等の情報交換を積極的に行い、巡視船艇・航空機の効果的な運用等による合同監視・取締りを実施し、密輸事件を摘発した。

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 薬物取締対策関係の国際会議への参加等により、各国の取締機関等と積極的な情報交換及び連携強化を図った結果、薬物密輸組織等の解明に資することができた。また、効果的な取締り及び捜査手法を積極的に活用し、密輸事件被疑者を検挙した。

(密輸等に関する薬物分析の推進)

【施策の内容】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 関係省庁の分析担当者間で最新の鑑定・分析方法に関する情報交換を実施し、薬物分析における協力体制の強化を図った。

警察庁

- ・ 薬物の分析方法(薬物プロファイリングを含む)の研究・開発を継続して行った。

財務省

- ・ 水際で押収された覚醒剤について、その科学的特徴を明らかにする「覚醒剤プロファイル分析」を継続して行った。

【施策の効果】

警察庁・財務省・海上保安庁

- ・ 関係機関の研究所等との間で、薬物分析等の研究に関する情報交換を行った結果、データの共有化や鑑定、薬物のプロファイリング技術の向上が図られた。

厚生労働省

- ・ 関係省庁の分析担当者間で情報交換を行い、鑑定・分析方法に関する情報の共有が図られた。

警察庁

- ・ 研究・開発を継続して行った結果、新規の乱用薬物の分析技術が向上した。また、薬物プロファイリングの精度が向上した。

財務省

- ・ 「覚醒剤プロファイル分析」を継続して行った結果、我が国に密輸されようとした覚醒剤は大きく3つの科学的特徴に類型化できるとともに、比較可能なデータ量

が増加した。

(2) 国際会議等、国際枠組みへの積極的な参画

【施策の内容】

外務省・警察庁・海上保安庁・厚生労働省・財務省・法務省

- ・ 第61会期国連麻薬委員会（CND）に出席し、需要削減・供給削減・国際協力に関する議論に積極的に参加し、合成薬物対策を含む我が国の取組を紹介したほか、国際協力を更に推進する必要があることを強調した。
- ・ 第41回アジア太平洋薬物取締機関長会議（HONLEA）や第27回国際協力薬物情報担当者会議（ADLOMICO）、G7ローマリヨン・グループ等の国際会議やその他専門家会合等に積極的に出席し、各国における薬物取締状況や薬物の密輸動向及び取締対策等に関する情報を入手するとともに、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）等の国際機関や諸外国関係者等と積極的な意見交換を行った。

財務省

- ・ 外国の税関当局との間で、薬物等の密輸に関する情報交換を含む協力を促進する二国間税関相互支援協定の締結等による協力枠組みの構築を推進し、平成29年度には新たにベルギーとの取決め並びにメキシコ及びブラジルとの協定の署名が行われたほか、台湾とは、公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間で税関相互支援のための民間取決めが署名された。このことにより、情報交換等に関する枠組みを構築した国・地域は34か国(地域)となった。また、現在アルゼンチン、ウルグアイ及びボリビアと交渉を行っている。さらに、これまでに構築した協力枠組みを活用し、薬物等の密輸を含む情報交換の促進に努めた。また、経済連携協定（EPA）交渉においても、必要に応じ税関相互支援協定等と同じく、税関当局間の情報交換の規定が盛り込まれるよう取り組んだ。
- ・ WCOのアジア・大洋州地域内における情報交換ネットワークの拠点である地域情報連絡事務所（RILOA/P）の情報交換ネットワークの積極的な活用を努めたほか、各国税関当局との情報交換のコンタクトポイントである東京税関調査部国際情報センター室を通じ、情報交換を積極的に行った。また、国際会議等の機会を利用して薬物等の密輸入情報等を収集するとともに、情報交換のための国際的なネットワーク作りに努めた。

海上保安庁

- ・ アジア地域の海上保安機関が参加する「アジア海上保安機関長官級会合」等において、薬物密輸対策に関する意見交換を行うとともに、協力体制の強化を図った。
- ・ 北太平洋地域の海上保安機関が参加する「北太平洋海上保安フォーラムサミット」等において、薬物密輸対策に関する意見交換を行うとともに、協力体制の強化を図った。
- ・ アジア、アフリカ等の海上保安機関の現場指揮官クラスを招へいし、薬物密輸等の海上犯罪取締り能力の強化を図るための「海上犯罪取締り研修」を開催した。

警察庁

- ・ 組織的な薬物の密輸・密売を含む組織犯罪に対処するため、平成29年12月「東ア

ジア地域組織犯罪対策代表者会議」を開催し（平成16年から毎年開催）、参加国との間で情報交換を行った。

〔平成29年度予算6,178千円〕【再掲】

- ・ アジア・太平洋地域を中心とした覚醒剤・危険ドラッグ（NPS）等の薬物取締りに関する討議を行うとともに、捜査協力体制の構築を図ることを目的として、平成30年2月、アジア・太平洋諸国のほか、ヨーロッパ諸国等30か国・2地域・4国際機関の参加を得て、「アジア・太平洋薬物取締会議（ADEC）」を開催した。

〔平成29年度予算14,284千円〕【再掲】

厚生労働省

- ・ アジア太平洋薬物取締機関長会議（HONLEA）において、我が国の危険ドラッグ規制について発表するとともに、我が国が指定薬物として規制している物質のリストを各国及び関係国際機関に提供し、当該リストに掲載された物質を我が国に輸出しないよう、関係各国へ働き掛けた。

【施策の効果】

外務省・警察庁・海上保安庁・厚生労働省・財務省

- ・ 第61会期国連麻薬委員会では、UNGASSのフォローアップや2019年に開催する閣僚級セグメントの準備、新たな物質を規制対象に加えることについて議論された。また、同委員会において、日本は、アメリカの提案した「オピオイドの乱用に係る対策強化」、タイの提案した「代替開発の推進」に関する決議の共同提案国となった。

警察庁・海上保安庁・法務省・財務省・厚生労働省

- ・ 薬物取締対策関係の国際会議への参加等により、各国の取締機関等と積極的な情報交換及び連携強化を図った結果、具体的な密輸情報の交換が活発化しており、これら各国取締機関からの情報を端緒とした薬物密輸入事犯の摘発を行い、国際的な情報収集の成果を上げることができた。さらに、各国取締機関同士の密接な協力関係を確認することもできた。

厚生労働省・警察庁

- ・ 各種国際会議への参加を通じ、我が国のこれまでの薬物対策の実績に基づく知見を提供し、国連等における国際協力体制の構築を促進した。特に、危険ドラッグ（NPS）を含む合成薬物問題に関する国際的な認識を高めるため、我が国の状況や対策について積極的に情報発信し、合成薬物対策のための各国の国内措置、国際協力の推進を図った。また、国際的な薬物不正取引・乱用に関する最新の情報交換及びそれに関する国際協力の推進に貢献した。

（3）我が国への主要な仕出国・地域等との連携・協力の推進

【施策の内容】

外務省

- ・ UNODCへの拠出を通じて、NPS対策を含むグローバルSMARTプログラ

ム（合成薬物対策）やミャンマーにおけるケシの違法栽培モニタリング等を実施したほか、アフガニスタン及びその周辺地域における麻薬取締当局への能力構築支援や国境管理支援、代替作物開発等を幅広く実施した。さらに、第61会期麻薬委員会の機会に、露及びUNODCと共催の下で中央アジアにける薬物問題と国際協力にかかるサイドイベントを開催した。

〔平成29年度予算：総額約530万ドル〕

財務省

- ・ アフリカ、アジア、中南米諸国の税関職員を対象として、取締技法等に関するセミナーを開催した。また、不正薬物等の密輸情報等を収集するとともに、情報交換のためのネットワークづくりに努めた。

厚生労働省

- ・ UNODCがロシア・モスクワで開催したアフガニスタン及び中央アジア諸国の警察職員に対する研修に講師として麻薬取締官2名を派遣し、計16名の研修生に対し国際的な乱用薬物情勢及び我が国の状況とその対策等について講義した。
- ・ 日本に駐留する米海軍犯罪捜査局（NCIS）や米空軍特別犯罪捜査局（OSI）などの米軍各捜査機関や米国麻薬取締局（DEA）等を招集して開催してきたこれまでの日米麻薬取締協議会に、新たな3か国の参加を得て薬物総合対策会議を開催し、日米両国やアジア地域の薬物情勢について情報交換を行った。

総務省

- ・ 平成28年度に摘発された密輸仕出国の政府等に対し、特に近年我が国において危険ドラッグが社会問題化している点を強調した上で、我が国における薬物の輸入制限について、郵便事業者職員及び利用者に周知を図るよう協力を要請する旨の文書を個別に発出した。

海上保安庁

- ・ 東南アジアの関係機関との情報交換、意見交換を実施した。また、中国、韓国、ロシア等の海上保安機関との間で実務者交流を促進したほか、薬物情勢及び薬物密輸組織に関する情報交換を実施した。
- ・ アジア、アフリカ等の海上保安機関の現場指揮官クラスを招へいし、海上犯罪取締り能力の強化を図るための「海上犯罪取締り研修」を開催した。【再掲】

法務省・警察庁・厚生労働省

- ・ 国際捜査共助等を積極的に活用することにより、国際捜査協力を推進した。

警察庁

- ・ アジア・太平洋地域全体を中心とした覚醒剤・危険ドラッグ（NPS）等の薬物取締りに関する討議を行うとともに、捜査協力体制の構築を図ることを目的として、平成30年2月、アジア・太平洋諸国のほか、ヨーロッパ諸国等30か国・2地域・4国際機関の参加を得て、「アジア・太平洋薬物取締会議（ADEC）」を開催した。

〔平成29年度予算1,4284千円〕【再掲】

- ・ アジア・アフリカ等から薬物取締機関の上級幹部を招へいし、薬物取締りに関する情報交換と日本の捜査技術の移転を図るための「薬物犯罪取締りセミナー」を開催した。

【施策の効果】

外務省

- ・ 我が国拠出によりUNODCが2017年に実施したプロジェクトのうち、とりわけ東南アジアを対象とするグローバルSMARTプログラムは、我が国及び各国取締当局に対して薬物情勢について有益な情報を提供をもたらした。また、アフガニスタンにおける違法なケシ栽培の急増が問題視される中で第61会期麻薬委員会の機会に開催されたサイドイベントは、国際社会に対して、地域の安定性にも影響を及ぼす当該問題の深刻さを注意喚起するとともに我が国による国際連携について広く広報する機会となった。

財務省

- ・ 外国税関からの情報等を活用し、不正薬物等の密輸を摘発した。

厚生労働省

- ・ 麻薬取締官がUNODCの実施する研修においてアフガニスタンや中央アジア各国の警察職員に講義を行い、各国警察の能力向上に寄与した。

総務省

- ・ 個別に文書を発出した密輸仕出国の政府等から、利用者への郵便禁制品の周知及び引受検査の徹底を実施する等の回答を受け、一層の密輸防止の徹底が図られた。

海上保安庁・財務省

- ・ 開発途上国の薬物対策への協力により、開発途上国の薬物問題への対処能力の向上に寄与するとともに、関係各国の薬物取締能力の向上に寄与した。

海上保安庁

- ・ 関係機関の職員への研修・訓練を通じ、薬物密輸に対する海上取締能力等の向上に一定の貢献を果たすと同時に、会議の開催を通じて、仕出国、中継国等の関係国と積極的な情報交換を実施することで、密輸組織等の動向に関する最新の情報が得られた。

海上保安庁・警察庁

- ・ 我が国への主要な薬物仕出地域である東南アジア諸国等を始めとする関係各国等への研修・技術移転により、関係各国等の取締機関等の分析及び取締能力、薬物乱用防止に対する能力の向上が図られた。
- ・ 各国の薬物情勢・具体的な薬物密輸情報等に関する積極的な情報交換を通じて、海外関係機関との協力関係が強化されるなど、各国との緊密な連携・協力が促進された。

警察庁

- ・ 平成30年2月、「アジア・太平洋薬物取締会議（ADEC）」を東京都内で開催し、30か国・2地域・4国際機関の参加を得て、覚醒剤・危険ドラッグ（NPS）等の薬物取締りに関する討議を行うことにより、アジア太平洋地域等における協力体制の構築を促進するとともに、関係各国等の取締能力の向上を支援した。

法務省・警察庁

- ・ ICPO等を通じた関係各国等の取締機関との捜査協力により、薬物の密輸入情報を入手した。

【まとめと今後の課題】

薬物対策は、国内で実施する水際対策だけではなく、国際会議等への積極的な参加を通じて関係各国や国連機関等と意見交換を行ったり、国際協力を展開し、国際的な薬物統制

ネットワークを形成していくことが重要である。また、危険ドラッグ（NPS）対策を含むこれまでの薬物対策の実績に基づく我が国の知見を提供し、さらに、周辺国の取締能力の向上を支援するなど、我が国の強みを生かしつつ、引き続き国際協力を推進していく必要がある。

また、薬物問題は1つの国で収まる問題ではなく、また、総合的な対策が必要不可欠であることから、各国や国際機関等との情報交換・情報共有を通じて、取締手法のみならず、広報啓発・再乱用防止など様々な知見を収集し、我が国の薬物対策に役立てることが重要である。

[参考データ]

●全薬物事犯検挙人員

(人)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
検挙人員	15,175	14,720	15,417	14,965	14,200	13,881	13,292	13,437	13,887	13,841	14,019

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

(注) 覚醒剤、大麻、麻薬・向精神薬、あへん事犯の検挙人員の合計。

●覚醒剤事犯検挙件数、検挙人員

(件、人)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
検挙件数	17,169	16,043	16,468	17,163	17,109	16,689	15,472	15,571	16,168	15,374	14,496
検挙人員	12,211	11,231	11,873	12,200	12,083	11,842	11,127	11,148	11,200	10,607	10,284

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●覚醒剤以外の薬物事犯検挙人員

(人)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
大麻	2,375	2,867	3,087	2,367	1,759	1,692	1,616	1,813	2,167	2,722	3,218
麻薬・向精神薬	542	601	429	375	346	341	540	452	516	505	505
あへん	47	21	28	23	12	6	9	24	4	7	12

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●薬物押収量

(kg、MDMA等錠剤型合成麻薬は錠)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
覚醒剤	359.0	402.6	369.5	310.7	350.9	466.6	846.5	570.2	431.8	1,521.4	1,136.6
乾燥大麻	503.6	382.3	207.4	181.7	141.1	332.8	198.0	166.6	104.6	159.7	270.5
大麻樹脂	56.9	33.4	17.4	13.9	28.4	42.5	1.2	36.7	3.9	1.0	21.9
コカイン	19.1	5.6	11.6	7.2	28.8	6.9	124.1	2.3	18.6	113.3	11.6
ヘロイン	2.0	1.0	1.2	0.3	3.6	0.1	3.8	0.0	2.0	0.0	70.3
あへん	19.6	6.6	3.2	3.7	7.6	0.2	0.2	0.2	0.0	0.7	0.0
MDMA等錠剤型合成麻薬	1,278,354	217,883	91,960	18,246	27,187	3,708	2,147	608	1,074	5,122	3,244

出典：警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●少年の覚醒剤事犯の検挙人員

(人)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
総数	308	255	258	228	185	148	125	94	119	136	93
うち中学生	4	8	6	7	4	3	1	2	1	7	0
うち高校生	28	34	25	30	25	22	15	12	14	18	8

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●少年及び20歳代の覚醒剤事犯の検挙人員

(人)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
総数	3,239	2,799	2,692	2,642	2,420	2,131	1,682	1,489	1,556	1,437	1,334
うち少年	308	255	258	228	185	148	125	94	119	136	93
うち20歳代	2,931	2,544	2,434	2,414	2,235	1,983	1,557	1,395	1,437	1,301	1,241

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●少年の大麻事犯の検挙人員

(人)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
総数	184	234	214	164	82	67	61	80	144	211	301
うち中学生	1	2	5	11	1	0	0	3	3	2	2
うち高校生	48	48	34	18	15	18	10	18	24	32	53

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●少年及び20歳代の大麻事犯の検挙人員

(人)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
総数	1,614	1,776	1,880	1,396	926	809	712	745	1,049	1,237	1,519
うち少年	184	234	214	164	82	67	61	80	144	211	301
うち20歳代	1,430	1,542	1,666	1,232	844	742	651	665	905	1,026	1,218

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●薬物乱用防止教室の開催状況

(%)

		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
小学校	開催校数	7,633	7,984	11,739	12,513	13,180	13,890	14,401	15,418	15,734	15,886	15,747
	開催率	34.5	37.5	54.0	62.3	62.6	65.9	67.1	72.3	76.4	77.3	79.1
中学校	開催校数	5,971	6,107	7,783	7,888	8,566	8,745	8,945	9,519	9,351	9,541	9,328
	開催率	55.7	58.4	72.8	79.1	81.6	82.7	82.8	88.3	89.2	91.0	91.0
義務教育学校	開催校数										25	85
	開催率										100.0	83.3
高等学校	開催校数	3,039	3,084	3,731	3,663	3,835	3,850	3,883	3,980	3,995	4,104	4,092
	開催率	61.2	64.1	75.3	78.8	79.0	80.2	81.3	83.6	84.7	86.3	86.4
中等教育学校	開催校数	8	16	22	29	32	34	38	37	39	40	68
	開催率	25.8	44.4	52.4	63.0	66.7	70.8	77.6	75.5	78.0	76.9	66.7

出典：文部科学省調べ ※H22は東日本大震災のため、岩手県、宮城県、福島県を除いた結果

●覚醒剤事犯における再犯者率

(人、%)

		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
検挙人員		12,211	11,231	11,873	12,200	12,083	11,842	11,127	11,148	11,200	10,607	10,284
うち再犯者数		6,807	6,283	6,865	7,206	7,152	7,232	6,989	7,190	7,237	6,879	6,740
比率 (%)		55.7	55.9	57.8	59.1	59.2	61.1	62.8	64.5	64.6	64.9	65.5

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●覚醒剤事犯検挙人員に占める暴力団関係者数

(人、%)

		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
検挙人員		12,211	11,231	11,873	12,200	12,083	11,842	11,127	11,148	11,200	10,607	10,284
うち暴力団関係者		6,415	5,849	6,242	6,361	6,594	6,421	6,112	6,066	5,758	5,114	4,796
構成比 (%)		52.5	52.1	52.6	52.1	54.6	54.2	54.9	54.4	51.4	48.2	46.6

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●薬物事犯におけるイラン人検挙人員等

(人、%)

		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
来日外国人検挙人員		730	693	664	601	536	469	454	467	439	498	651
うちイラン人		134	171	143	70	48	35	25	30	18	32	23
構成比 (%)		18.4	24.7	21.5	11.6	9.0	7.5	5.5	6.4	4.1	6.4	3.5

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●薬物密輸入事犯検挙件数・検挙人員

(件、人)

		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
覚醒剤	件数	65	79	168	136	189	127	127	154	78	85	130
	人員	90	99	227	163	222	179	181	180	102	108	159
大麻	件数	72	83	46	25	34	50	47	42	67	49	89
	人員	76	90	49	26	34	69	51	43	64	52	77
麻薬・ 向精神薬	件数	60	42	54	33	27	37	70	66	129	86	108
	人員	67	53	59	33	24	41	61	76	125	87	80
あへん	件数	6	1	4	2	1	1	1	0	0	0	0
	人員	8	2	2	2	1	1	1	0	0	0	0
合計	件数	203	205	272	196	251	215	245	262	274	220	327
	人員	241	244	337	224	281	290	294	299	291	247	316

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●危険ドラッグ事犯検挙人員

(人)

		H26	H27	H28	H29
指定薬物に係る医薬品医療機器法違反		549	1,040	826	653
うち少年		18	28	10	2
構成比 (%)		3.3	2.7	1.2	0.3
医薬品医療機器法違反以外の法令違反		348	236	162	73
うち少年		9	2	4	0
構成比 (%)		2.6	0.8	2.5	0
合計		897	1,276	988	726
うち少年		27	30	14	2
構成比 (%)		3.0	2.6	1.4	0.3

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

(注) 医薬品医療機器法違反以外の法令違反とは麻薬及び向精神薬取締法違反、交通関連法令等。